

第3期愛別町総合戦略

－ 持続可能なまちづくり戦略 －



令和7年3月

愛 別 町

はじめに

本町では、令和元年度に、本町の最上位計画である「第 11 次愛別町振興計画」（基本構想：令和 2 年度～令和 11 年度、前期基本計画：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定するとともに、この振興計画で設定した「重点プロジェクト」を中心に、人口減少対策を強力に推進する戦略として、「第 2 期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン・総合戦略）」を策定し、人口減少の歯止めに向けた取り組みを推進してきました。

しかし、本町の人口は、令和 2 年の国勢調査によると、2,605 人で、平成 27 年の 2,976 人から 371 人減少し、増減率は－12.5%となっています。

これまでの推移をみると、この 5 年間の増減率が最も低く、減少が加速しているとともに、増減率は、上川地方 23 市町村の中で下から 4 番目に位置しており、人口減少対策の一層の強化が求められる状況にあります。

北海道においても、現行の総合戦略の検証を行うとともに、必要な見直しを行い、第 3 期北海道創生総合戦略を策定しました。

このような状況を踏まえ、本町の実情に即したさらなる取り組みを進めるため、本町の最上位計画である「第 11 次愛別町振興計画後期基本計画」に基づき、新たな人口減少対策の指針として、「第 3 期愛別町総合戦略（人口ビジョン・総合戦略）」を策定します。

目 次

第1部 人口ビジョン

第1章 第3期愛別町人口ビジョンとは	2
1. 人口ビジョンの位置づけ	2
2. 人口ビジョンの対象期間	2
第2章 人口の現状分析	3
1. 人口の推移	3
(1) 総人口の推移	3
(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移	4
(3) 5歳階級別人口ピラミッドの推移	5
2. 人口の自然増減	6
(1) 自然増減（出生・死亡）の推移	6
(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移	7
3. 人口の社会増減	8
(1) 社会増減（転入・転出）の推移	8
(2) 転入・転出の状況	9
(3) 男女別純移動の状況	10
(4) 男女別・年齢階級別人口移動の長期的動向	11
4. 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響	12
5. 産業別就業者の状況	13
(1) 産業3部門別就業者比率とその推移	13
(2) 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数	14
(3) 年齢階級別・産業大分類別就業者比率	15
第3章 将来人口推計	16
1. 将来人口推計	16
(1) 総人口の将来人口推計	17
(2) 年齢3区分別人口の変化	18
(3) 高齢化率の変化	19
第4章 人口の将来展望	20
1. 現状と課題の整理	20
(1) 人口の状況	20
(2) 将来人口推計	20
(3) 人口の変化が地域の将来に与える影響	21
2. 目指すべき将来の方向	22
3. 人口の将来展望	23

第2部 総合戦略

第1章 第3期愛別町総合戦略の基本的な考え方	26
1. 戦略の位置づけ	26
2. 戦略の推進期間	28
3. 戦略の推進体制	28
4. 戦略の検証・改善について	29
5. 戦略の構成	29
第2章 国・道の方向	30
1. 国の「地方創生2.0」の動向	30
2. 第3期北海道創生総合戦略の概要	31
第3章 第3期愛別町総合戦略の体系	32
第4章 基本戦略ごとの取り組み	33
1. 安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる .. 33	
1-1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	33
1-2. 子どもの教育体制を充実する	36
2. 楽しさと魅力を高め、「あいべつ」ファンと移住者を増やす .. 40	
2-1. 「あいべつ」ファンを増やす	40
2-2. 住宅の確保と定住・移住対策を進める	43
3. 誰もが楽しく暮らせる、安全・便利・脱炭素なまちをつくる .. 45	
3-1. 災害に強い安全なまちをつくる	45
3-2. 便利で安心して暮らせるまちをつくる	48
4. 農業を柱とした産業を活性化させ、楽しく働けるようにする .. 51	
4-1. 農業の維持と新たな展開を図る	51
4-2. 林業・商工業の活性化と雇用対策を進める	54

第1部 人口ビジョン

第1章 第3期愛別町人口ビジョンとは

1. 人口ビジョンの位置づけ

この「第3期愛別町人口ビジョン」は、「第3期愛別町総合戦略」において、人口減少の抑制・地方創生の実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上で重要な基礎と位置づけられるもので、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

2. 人口ビジョンの対象期間

この「第3期愛別町人口ビジョン」の対象期間は、2060年までとします。

第2章 人口の現状分析

1. 人口の推移

(1) 総人口の推移

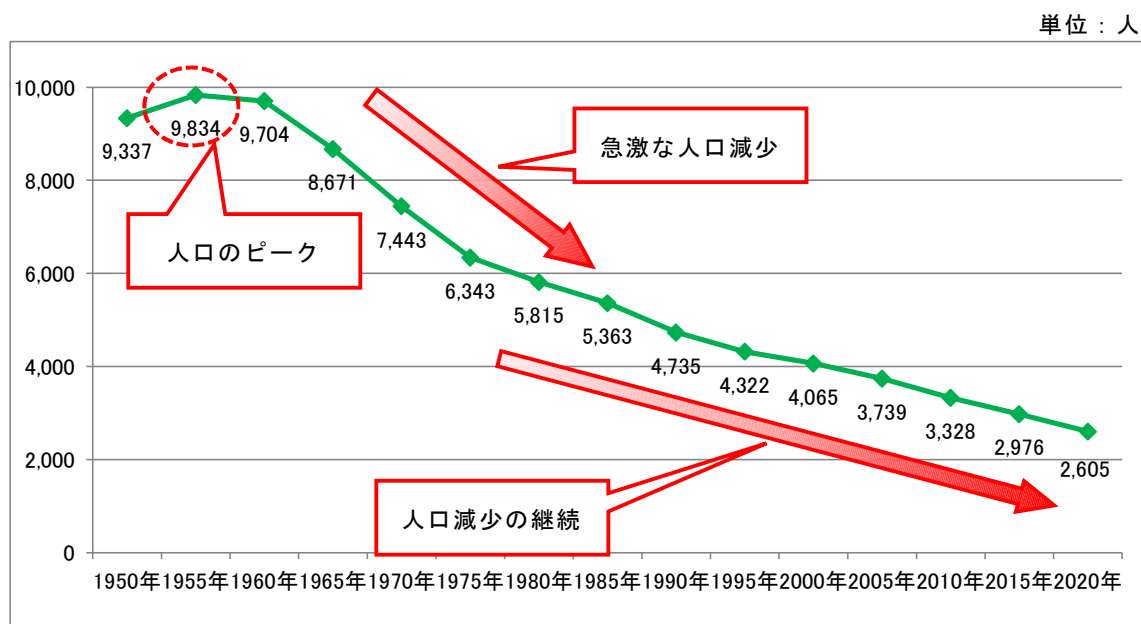
国勢調査による本町の総人口の推移をみると、1955年に9,834人に達し、人口のピークを迎えました。しかし、その後の高度経済成長期には急激に人口が減少しており、1975年には6,343人となっています。これは、20年間で3,491人の減少ということになります。

1975年以降も、減少傾向は緩やかになったものの人口減少が継続しており、2020年の人口は2,605人となっています。

なお、2015年から2020年の増減数は-371人で、増減率は-12.5%となっており、これまでの推移をみると、この5年間の増減率が最も低く、減少が加速していることがわかります。

また、上川地方23市町村の中では、増減率は下から4番目となっており、人口減少が大きい自治体となっています。

図表1 総人口の推移



資料：国勢調査

（２）年齢３区分別人口と高齢化率の推移

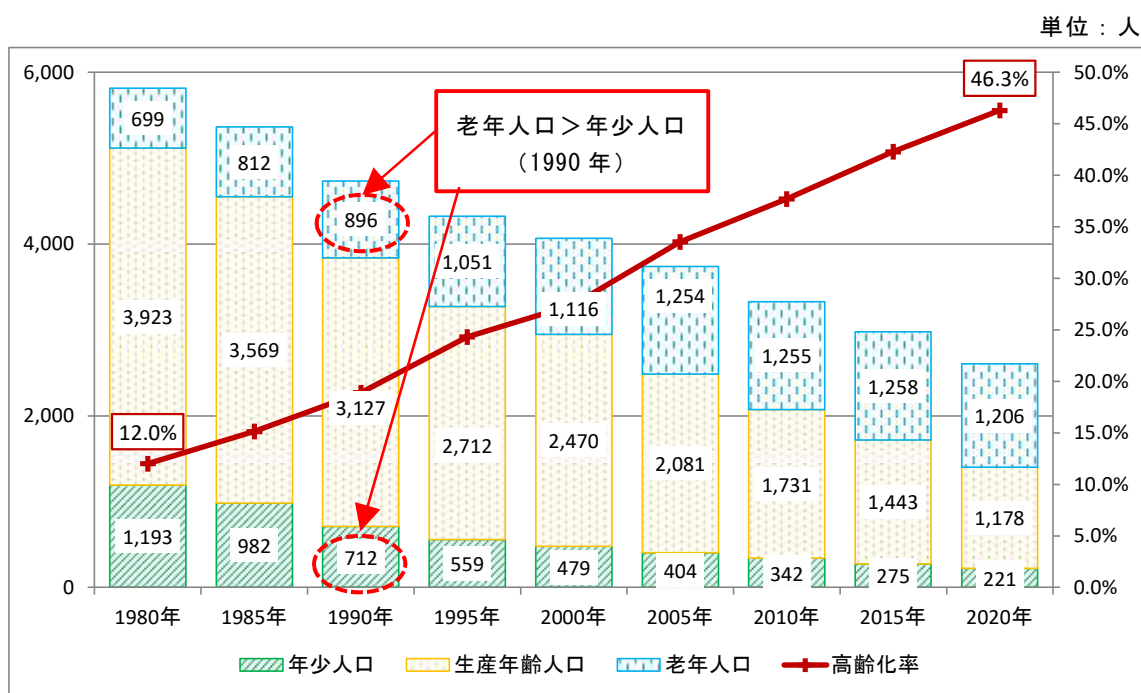
1980 年以降の年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）は、減少を続けています。2020 年には 221 人となりましたが、これは 40 年間で 8 割以上の減少ということになります。

生産年齢人口（15～64 歳）は、年少人口と同様に減少し続けており、2020 年には 1,178 人となっています。

老年人口（65 歳以上）は、増加を続けてきましたが、2005 年以降は横ばいで推移し、2020 年には 1,206 人と減少しています。

また、高齢化率（老年人口の割合）も 1980 年の 12.0%から年々上昇し、2020 年には 46.3%に達しています。年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の横ばいから減少という傾向がみられることから、高齢化率の上昇がまだ続くことが予想されます。

図表 2 年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移



	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
年少人口	1,193	982	712	559	479	404	342	275	221
生産年齢人口	3,923	3,569	3,127	2,712	2,470	2,081	1,731	1,443	1,178
老年人口	699	812	896	1,051	1,116	1,254	1,255	1,258	1,206
高齢化率	12.0	15.1%	18.9%	24.3%	27.5%	33.5%	37.7%	42.3%	46.3%

資料：国勢調査

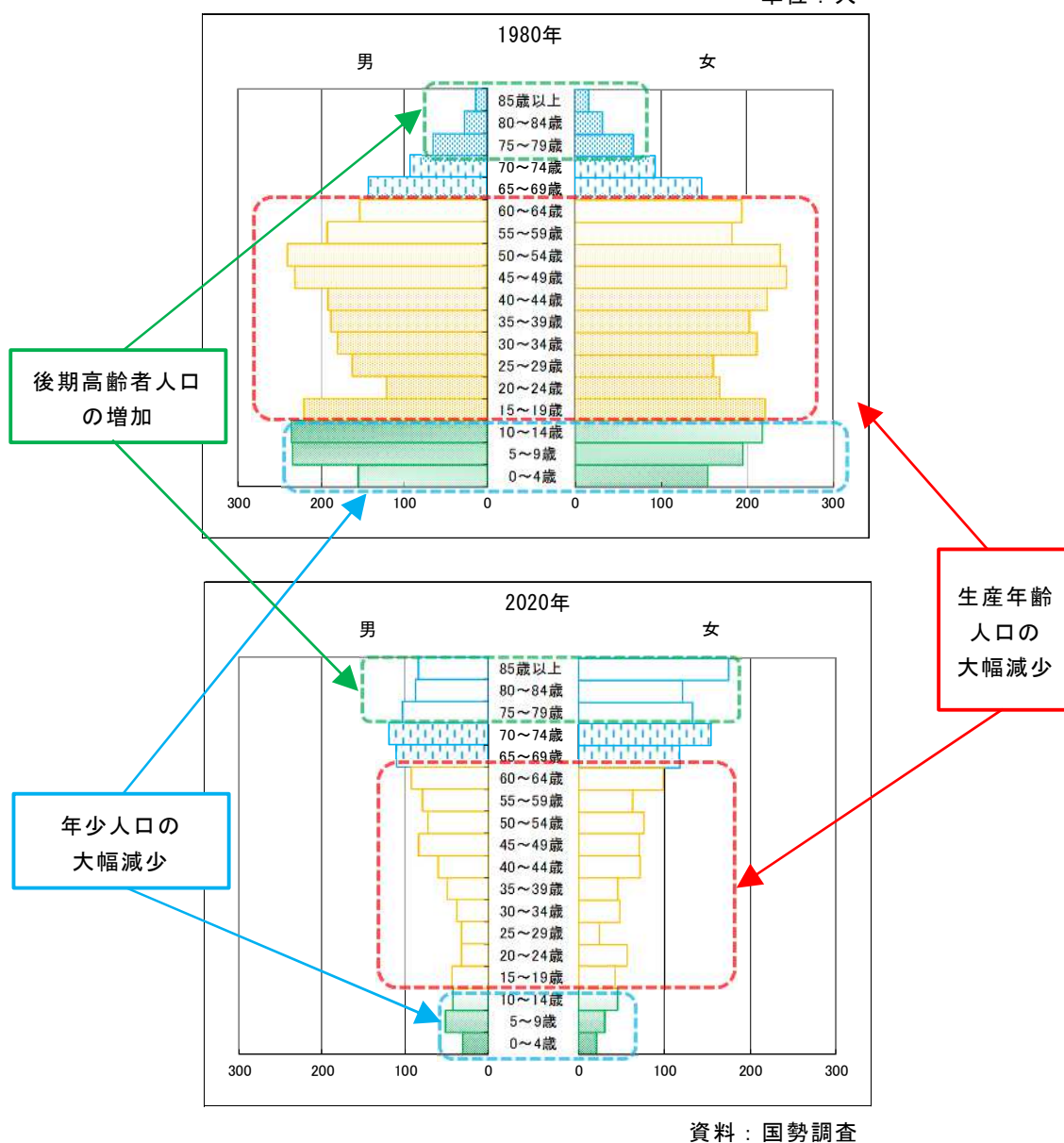
(3) 5歳階級別人口ピラミッドの推移

1980年から2020年の5歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、「つりがね型」（年齢層の間に人口の差が少ない型）から「つぼ型」（少子高齢化等に見られる年少人口が少なく、老年人口が多い型）に移行しています。

男女を問わず、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加という傾向が顕著で、少子高齢化と人口減少の状況がみられます。老年人口の中でも、特に後期高齢者人口（75歳以上）が増加しています。

図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移

単位：人



2. 人口の自然増減

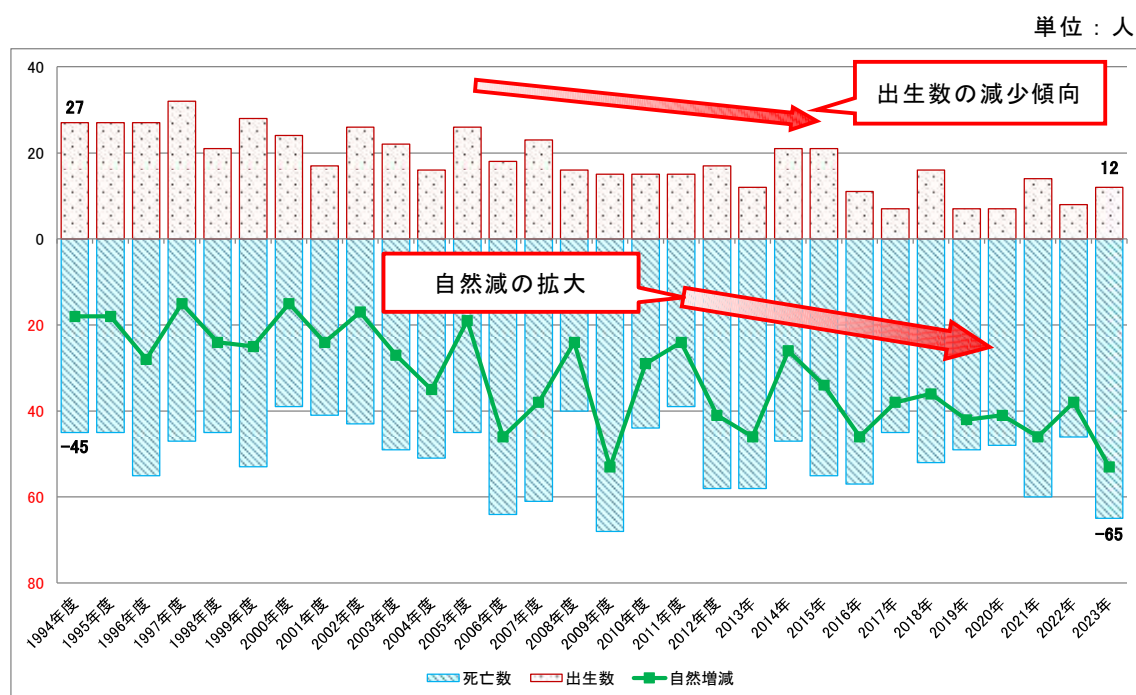
(1) 自然増減（出生・死亡）の推移

本町の1994年度以降の出生数をみると、緩やかに減少する傾向にあります。1990年代後半は概ね20人台で推移していましたが、2000年代に入って徐々にその数を減らし、2008年度以降は概ね20人未満での推移となっています。

一方で、死亡数は、年ごとの上下動はあるものの、概ね40～60人程度で推移しています。

自然増減（出生数マイナス死亡数）をみると、1990年代後半から2000年代前半にかけては20人程度の自然減で推移していましたが、2000年代後半以降は自然減の度合いが拡大しており、2020年代は40人程度の自然減で推移しています。少子化、高齢化が、出生数の減少、死亡数の一定化という形で表れ、自然減を進行させていると考えられます。

図表4 出生数、死亡数、自然増減の推移



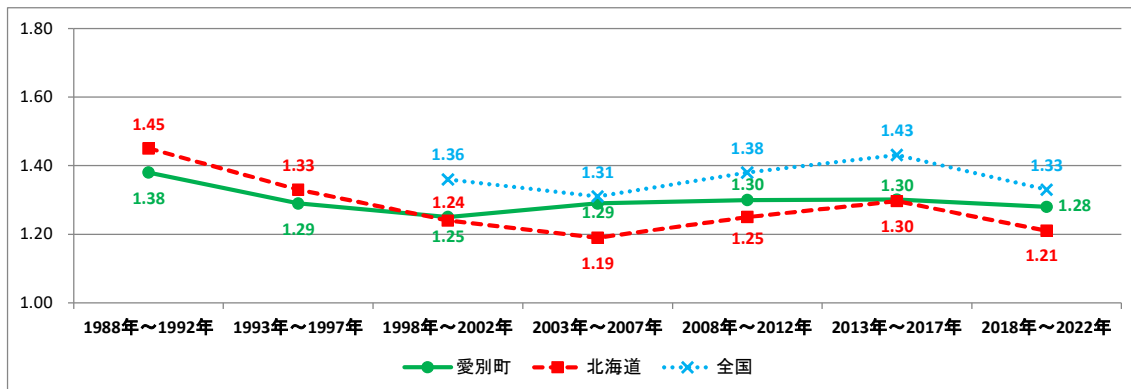
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
 ※ 2012年度以前は各年4月1日～翌年3月31日の実績値で、2013年以降は各年1月1日～12月31日の実績値のため、2012年度と2013年の実績値は、一部重複する。

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率¹⁾は、1人の女性が一生に生む子どもの人数の目安とされています。現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安(人口置換水準)は、2022年の日本では2.07²⁾となっています。

本町の合計特殊出生率をみると、1988年～1992年の1.38から徐々に下降し、1998年～2002年に1.25になったのち、わずかに上昇し、2008年～2012年には道全体よりも高い数値となりました。直近の2018年～2022年でも道全体よりは高いものの、前述の人口置換水準からは大きくかい離しています。出生率を算出する際に分母となる「15～49歳女性人口」が大幅に減少していることを勘案すると、今後ますます出生数が減少する可能性があります。

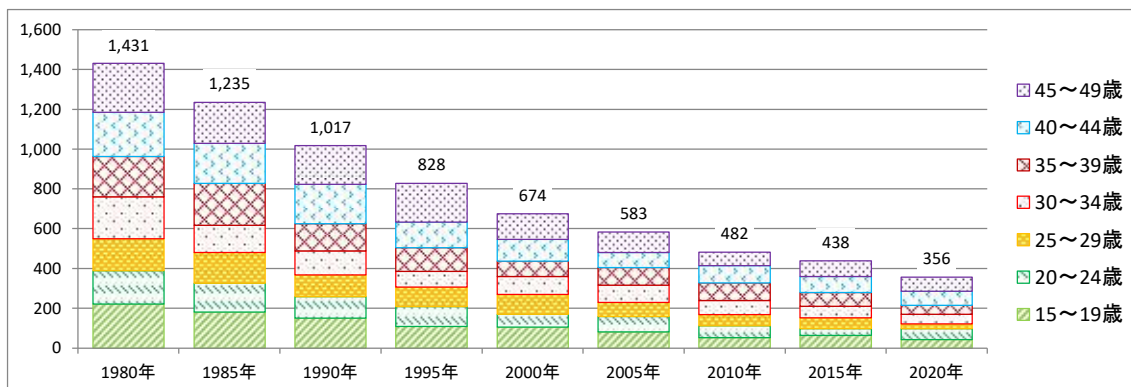
図表5 合計特殊出生率（ベイズ推定値³⁾）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

図表6 15～49歳女性人口の推移

単位：人



資料：国勢調査

- ¹⁾ この場合の「合計特殊出生率」は、ある期間における各年齢（15～49歳）の出生率を合計した「期間合計特殊出生率」。
- ²⁾ 「人口統計資料集（2024）」（国立社会保障・人口問題研究所）に掲載の最新年の値。
- ³⁾ 「ベイズ推定値」は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

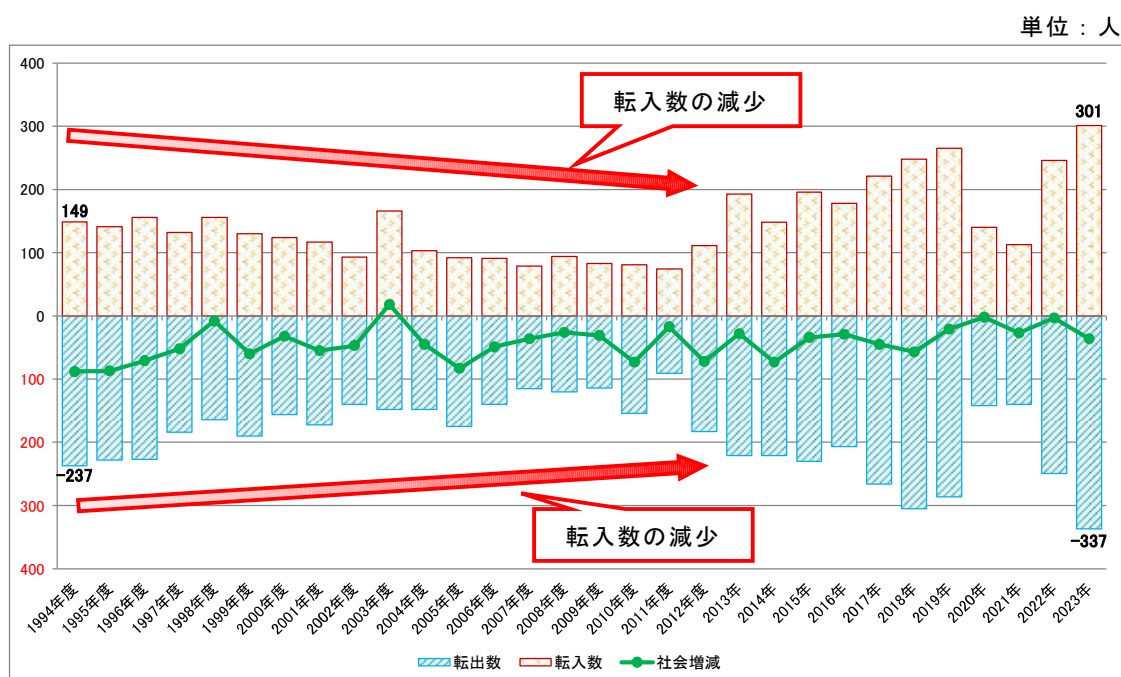
3. 人口の社会増減

(1) 社会増減（転入・転出）の推移

本町の1994年度以降の転入数は、1990年代後半は100人以上で推移していましたが、その後減少し、2000年代後半以降は、2011年度にかけて100人未満で推移しています。転出数は、1990年代後半は200人程度で推移していましたが、その後減少し、2011年度にかけて概ね100～150人程度で推移しています。転入数、転出数ともに、2012年度以降は、外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったことからボリュームが大きくなり、コロナ禍の時期（2020～2021年）には一時的に縮小するものの、2022年以降は再び大きくなっています。

社会増減（転入数マイナス転出数）は、転入数と転出数の両方に同様の傾向がみられる中、概ね社会減で推移しています。

図表7 転入数、転出数、社会増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
 ※ 2012年度以前は各年4月1日～翌年3月31日の実績値で、2013年以降は各年1月1日～12月31日の実績値のため、2012年度と2013年の実績値は、一部重複する。

(2) 転入・転出の状況

2021～2023 年の日本人の人口移動について、転入・転出の状況をみると、転入は、50～90 人程度で推移しています。転入者のうち、約 6～8 割が道内からの転入となっています。

転出は、コロナ禍が徐々に収束に向かいつつあった 2022 年には 200 人台に増加し、2023 年には 300 人を超えています。転出者のうち、約 9 割が道内への転出となっています。

図表 8 転入元・転出先の詳細（外国人含む移動者の国内移動）

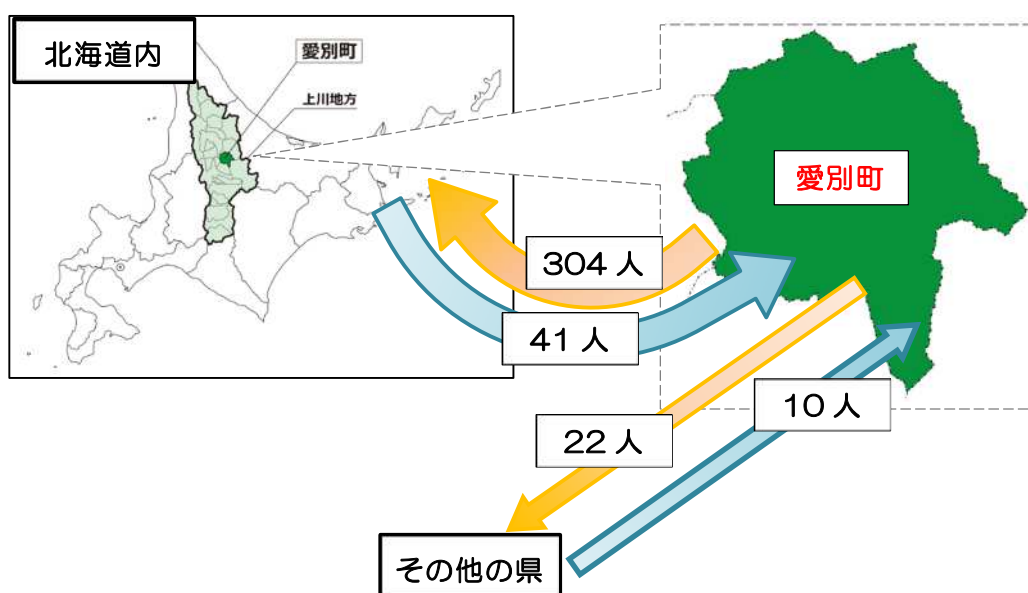
単位：人

主な自治体名	転入元			転出先		
	2021 年	2022 年	2023 年	2021 年	2022 年	2023 年
総数	63	89	51	132	241	326
北海道	54	58	41	121	215	304
札幌市					37	90
旭川市	18				39	37
釧路市				43		
留萌市					11	10
稚内市						16
八雲町					10	
乙部町				10	10	10
岩内町					11	
遠別町					10	
釧路町					25	30
長野県		12				
その他の県	9	19	10	11	26	22

資料：住民基本台帳人口移動報告参考表

※ 転入数・転出数が 10 人以上の場合のみ該当自治体の数値を表示している。

図表 9 転入元・転出先の詳細（外国人含む移動者の国内移動、2023 年）



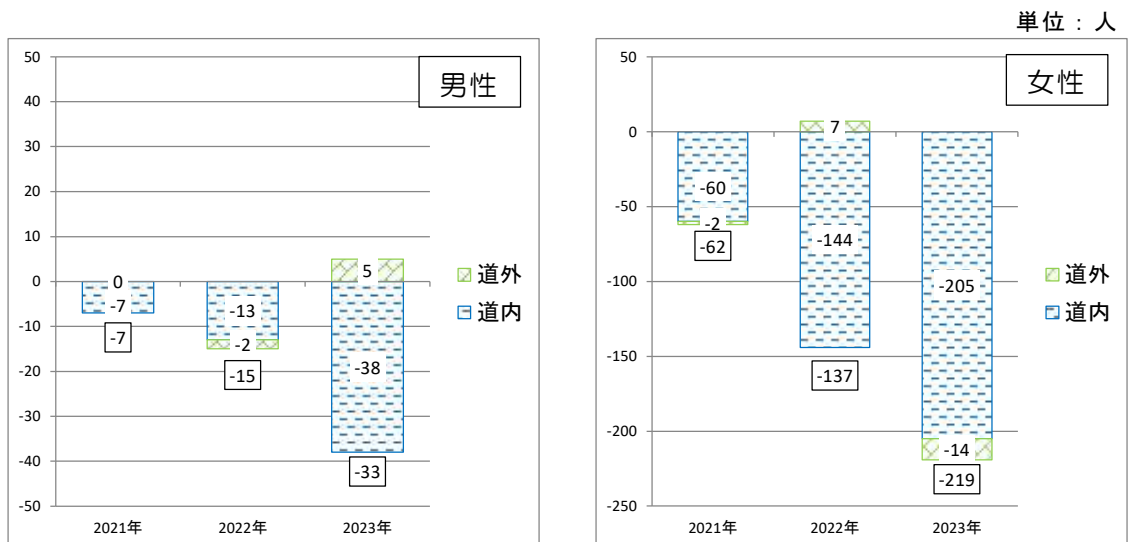
資料：住民基本台帳人口移動報告参考表

(3) 男女別純移動の状況

2021～2023 年の日本人の人口移動について、純移動の状況をみると、男女ともに転出超過となっています。

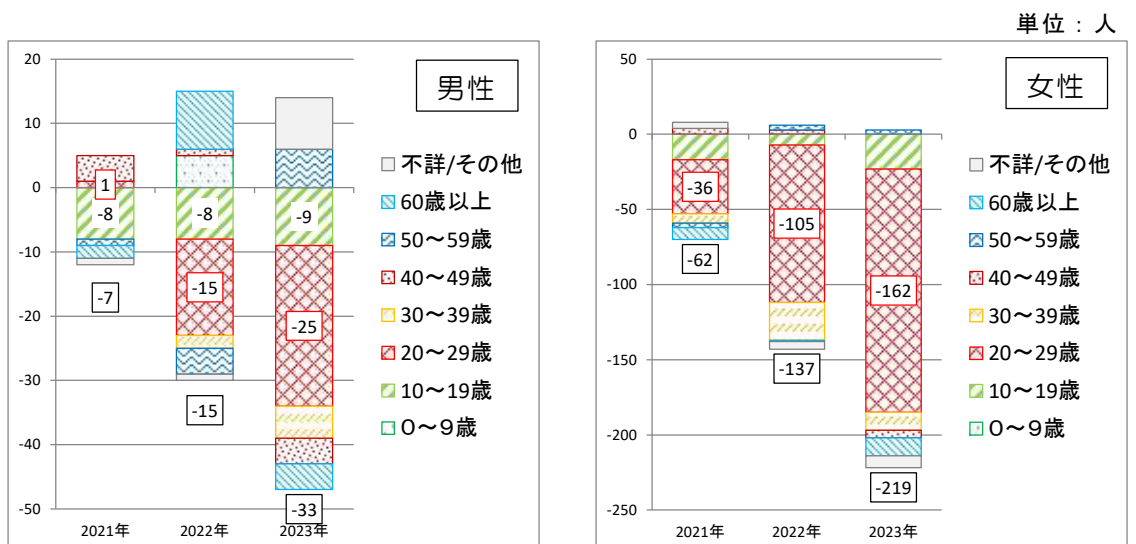
年齢階級別にみると、男女ともに就職の時期と重なる 20 歳代が大幅な転出超過となっています。

図表 10 男女別・地域別の純移動数（外国人含む移動者の国内移動）



資料：住民基本台帳人口移動報告

図表 11 男女別・年齢階級別の純移動数（外国人含む移動者の国内移動）

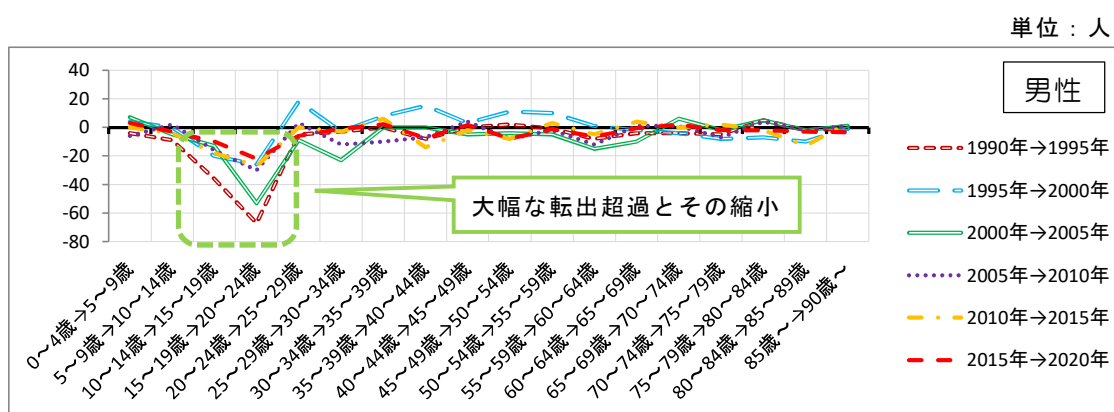


資料：住民基本台帳人口移動報告

(4) 男女別・年齢階級別人口移動の長期的動向

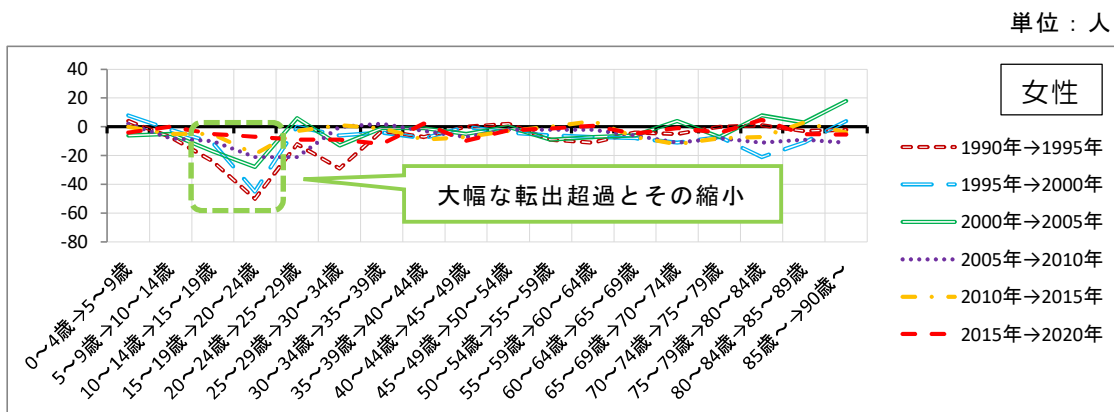
国勢調査の結果を用いて1990年以降の純移動数を推計し、男女別・年齢階級別に人口移動の長期的動向をみると、男女ともに、「10～14歳→15～19歳」と「15～19歳→20～24歳」で大きく転出超過となっています。女性より男性の方が転出超過の度合いがやや大きくなっていましたが、近年は、若年層の人口の減少の影響もあって、転出超過の度合いが縮小する傾向を示しています。

図表 12 年齢階級別人口移動の長期的動向（男性）



資料：国勢調査及び住民基本台帳人口移動報告に基づいて作成

図表 13 年齢階級別人口移動の長期的動向（女性）



資料：国勢調査及び住民基本台帳人口移動報告に基づいて作成

※ 純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば「2010年→2015年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数は、下記のように推定される。

「2015年→2020年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数

$$= \textcircled{1} (2020 \text{ 年の } 5-9 \text{ 歳人口}) - \textcircled{2} (2015 \text{ 年の } 0-4 \text{ 歳人口} \times \text{「2015年→2020年」の「0-4歳→5-9歳」の生残率})$$

生残率は厚生労働省の市区町村別生命表より求めている。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口①から②を差し引くことによって純移動数が推定される。

4. 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

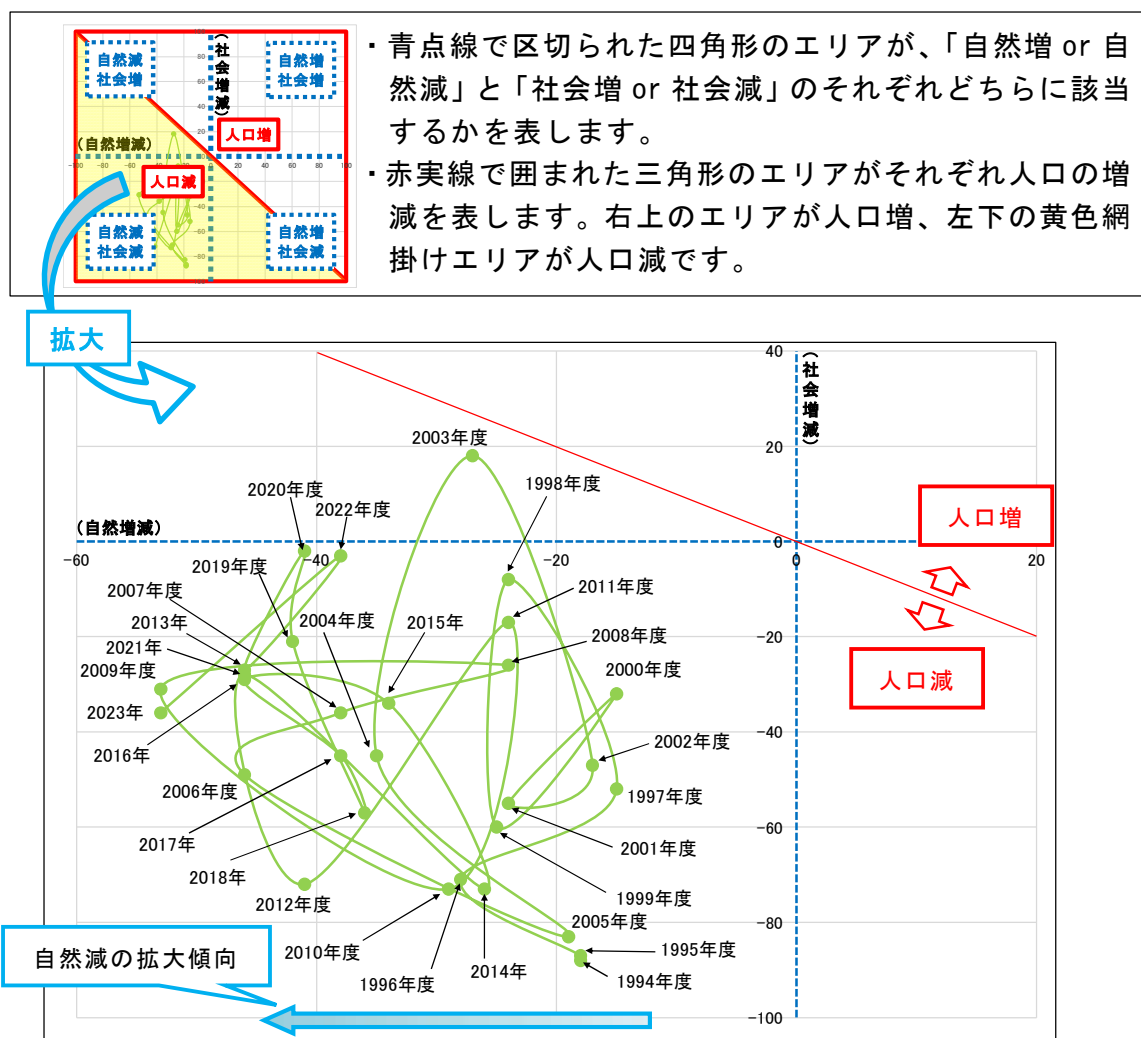
グラフの縦軸に社会増減（転入数マイナス転出数）、横軸に自然増減（出生数マイナス死亡数）をとり、各年の値を配置してグラフを作成し、時間の経過を追いながら、本町の総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響をみてみます。赤線の右上が人口の増加、左下が人口の減少を表し、赤線からの距離が、人口の増減の大小を示しています。

全体としては、1994 年度以降は自然減、2003 年度以外は社会減で推移しており、ほとんどの年において、「自然減」・「社会減」のエリアにとどまっています。

社会減が 0～100 人の範囲で推移しています。一方で自然減は、2000 年代前半までは 20 人前後で推移していましたが、2010 年代には 40 人前後に拡大するようになり、2020 年代もその傾向が継続し、人口減少が進行しています。

図表 14 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

単位：人



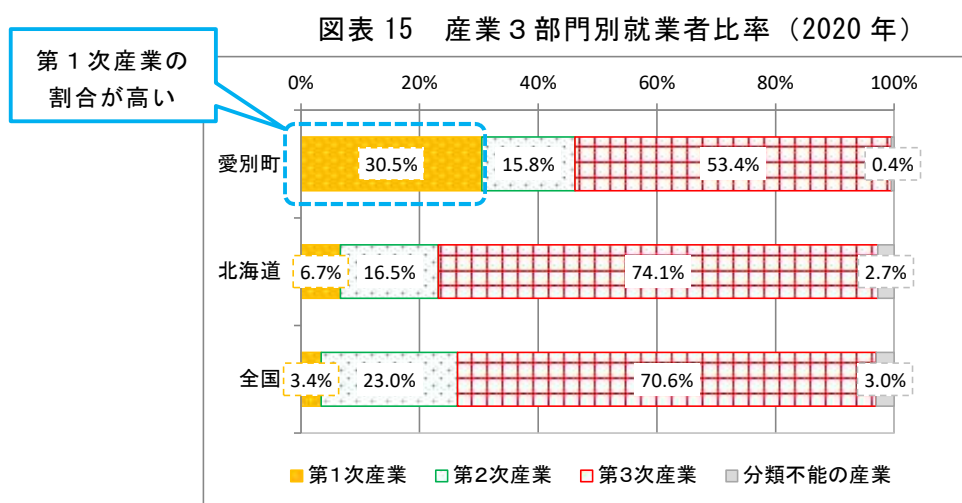
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査より作成

5. 産業別就業者の状況

(1) 産業3部門別就業者比率とその推移

本町の2020年の産業3部門別就業者比率をみると、国や県と比べて、第1次産業の割合が特に高いことがわかります。

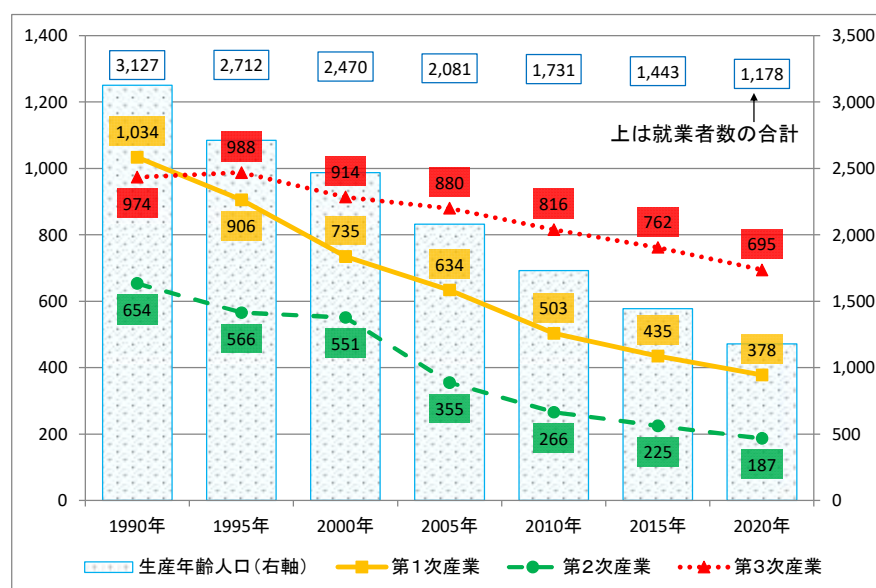
一方で、産業3部門別就業者数と生産年齢人口の推移をみると、第3次産業の就業者数が微減で推移しているのに対し、生産年齢人口の増減にしたがって第1次産業と第2次産業の就業者数が特に減少しています。



資料：国勢調査

図表 16 産業3部門別就業者数と生産年齢人口の推移

単位：人



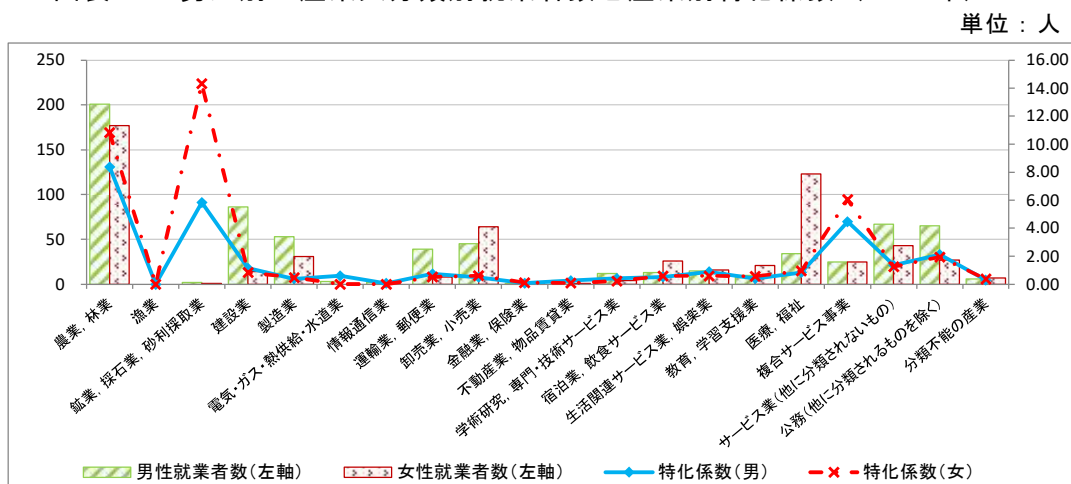
資料：国勢調査

(2) 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数

2020年の産業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「農業、林業」、「建設業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の順に、女性は「農業、林業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の順に、それぞれ多くなっています。

産業別特化係数³⁾をみると、男性は「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」の順に、女性は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「農業、林業」、「複合サービス事業」の順に、それぞれ高くなっています。

図表 17 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数（2020年）



産業大分類	就業者数		特化係数	
	男	女	男	女
農業、林業	201	177	8.38	10.82
漁業	0	0	0.00	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	5.84	14.32
建設業	86	14	1.15	0.84
製造業	53	31	0.39	0.48
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0.60	0.00
情報通信業	2	0	0.07	0.00
運輸業、郵便業	39	8	0.74	0.51
卸売業、小売業	45	64	0.50	0.61
金融業、保険業	1	2	0.08	0.11
不動産業、物品賃貸業	4	1	0.25	0.09
学術研究、専門・技術サービス業	12	4	0.42	0.23
宿泊業、飲食サービス業	13	26	0.52	0.60
生活関連サービス業、娯楽業	15	16	0.89	0.59
教育、学習支援業	10	21	0.39	0.56
医療、福祉	34	123	0.84	0.94
複合サービス事業	25	25	4.46	6.04
サービス業（他に分類されないもの）	67	43	1.36	1.24
公務（他に分類されるものを除く）	65	27	2.12	1.94
分類不能の産業	6	7	0.31	0.37

資料：国勢調査

³⁾ 全国平均と比べてその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標。計算式は以下のとおり。

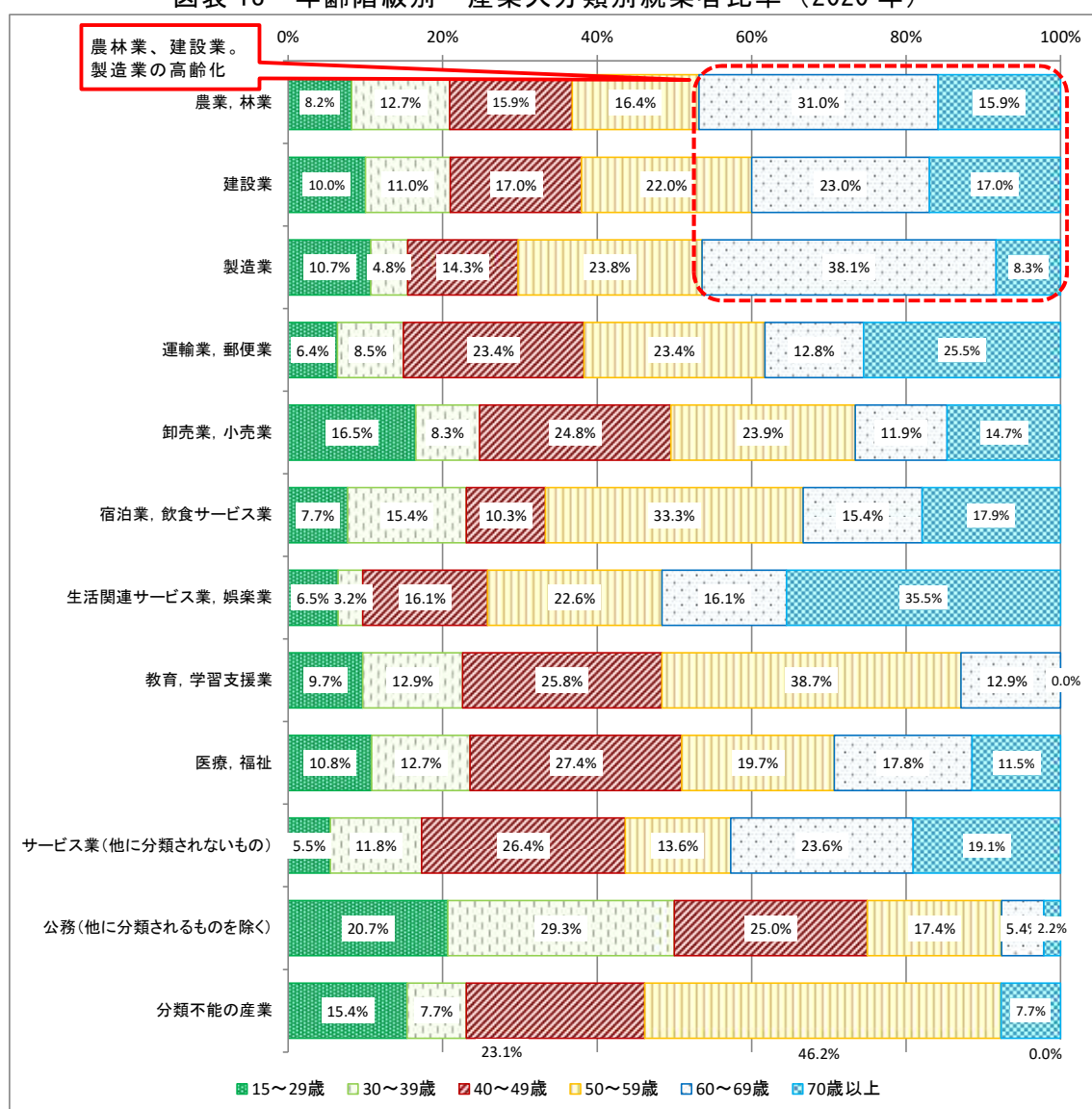
$$\text{産業別特化係数} = \text{本町の} \times \text{産業の就業者比率} / \text{全国の} \times \text{産業の就業者比率}$$

(3) 年齢階級別・産業大分類別就業者比率

主な産業について、20年の就業者数を年齢階級別にみると、基幹産業の1つである「農業、林業」では60歳以上が46.9%となり、その他就業者数の多い「建設業」や「製造業」でも高齢化が著しく進行しています。

男性の就業者数が多い「公務（他に分類されるものを除く）」と女性の就業者数が多い「卸売業、小売業」、「医療、福祉」は、年齢構成のバランスがよく、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっています。

図表 18 年齢階級別・産業大分類別就業者比率（2020年）



資料：国勢調査

第3章 将来人口推計

1. 将来人口推計

国が配布したワークシートを用い、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」のデータ（パターン1と一致）を参考に、将来人口推計を行いました。また、自然増減・社会増減について2つの異なる仮定に基づいた独自推計（パターン2・3）を行っています。

推計年次については、元のデータである社人研推計では、2020年を基準年とした上で、5年ごとに2050年までの推計となっていますが、パターン1（社人研推計準拠）、パターン2・3については、2045年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2060年まで推計した場合を示しています。

図表 19 推計パターンの概要

推計パターン	概要
パターン1 (社人研推計準拠)	【出生に関する仮定】 - 今回の推計では、子ども女性比を0-4歳人口の20-44歳女性人口に対する比と定義する。 - 原則として、平成17（2005）～令和2（2020）年の較差の趨勢が令和7（2025）年まで続くと仮定して、直線的に延長することにより令和7（2025）年の市区町村別の較差を設定し、その後令和7（2025）～32（2050）年までは一定と仮定した（それ以降の年のデータが示してあるものは同様の仮定が一定して継続）。このように設定した市区町村別の子ども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和7（2025）～32（2050）年の男女・5歳階級別人口による将来の子ども女性比に乘じて得た市区町村別の子ども女性比を仮定値としている。 【死亡に関する仮定】 55-59歳→60-64歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し、それを各都道府県に含まれる市区町村の仮定値としている。 60-64歳→65-69歳以上については、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなるため、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定した。そうして得られた生残率の相対的較差を令和27（2045）～32（2050）年の期間まで一定と仮定し（それ以降の年のデータが示してあるものは同様の仮定が一定して継続）、55-59歳→60-64歳以下と同じ方法で設定した都道府県別の将来の生残率を用いて、将来の生残率を設定。 【移動（転入・転出）に関する仮定】 - 原則的に、平成17（2005）から22（2010）年、平成22（2010）から27（2015）年、平成27（2015）から令和2（2020）年の3期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和27（2045）～32（2050）年まで継続すると仮定（それ以降の年のデータが示してあるものは同様の仮定が一定して継続）。
パターン2	【出生に関する仮定】 - パターン1において、合計特殊出生率が2045年までに等間隔で人口置換水準（2.07）まで上昇すると仮定。 【移動（転入・転出）に関する仮定】 - パターン1と同じ。
パターン3	【出生に関する仮定】 - パターン1において、合計特殊出生率が2045年までに人口置換水準（2.07）まで上昇すると仮定。 【移動（転入・転出）に関する仮定】 - パターン1において、移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定

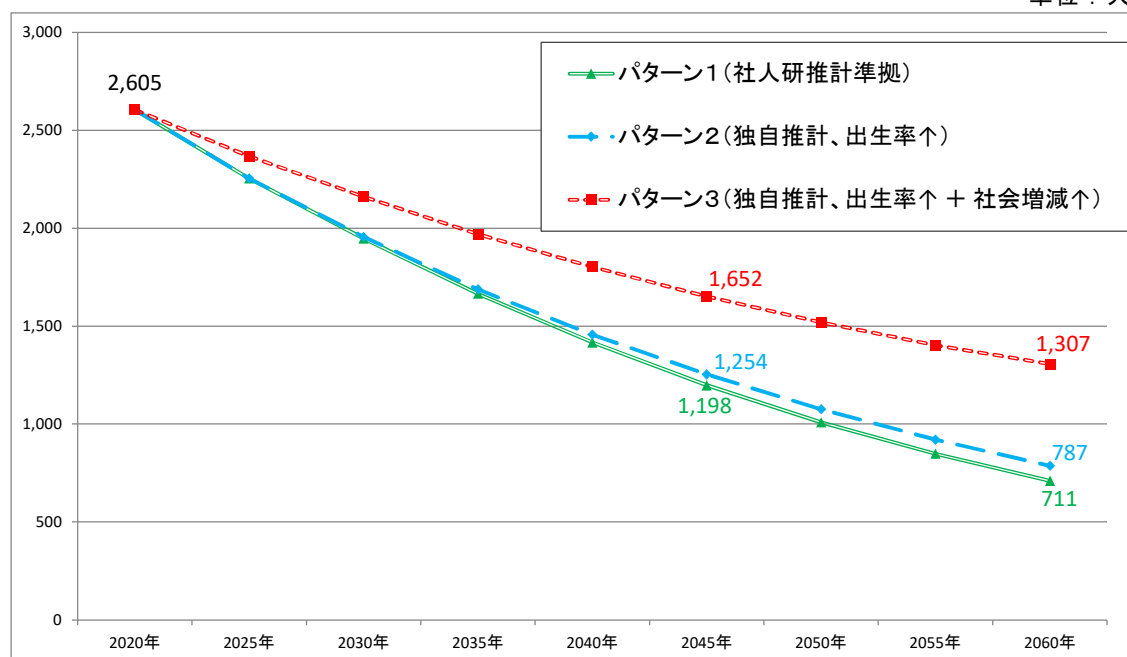
（１）総人口の将来人口推計

基準となるパターン１の推計によると、2045年の総人口は1,198人となり、2060年には711人まで減少するという推計結果が出ています。

一方で、合計特殊出生率が上昇したパターン２によると、2045年は1,254人、2060年は787人となり、さらに、合計特殊出生率が上昇し、かつ総移動数がゼロ（移動均衡）で推移するパターン３の推計によると、2045年は1,652人、2060年は1,307人となり、それぞれパターン１に比べて人口減少の進行が緩やかになる結果となっています。

図表 20 総人口の将来人口推計

単位：人



資料：国配布のワークシートより作成

※ なおパターン１はワークシート掲載データを活用しており、このデータは社人研ホームページに掲載されている社人研推計（令和５（2023）年推計）のデータと一致するが、端数処理の方法が異なるため、多少数値が異なる場合がある。

(2) 年齢3区分別人口の変化

2020年から2045年にかけての人口の変化をみると、パターン1では54.0%減少していますが、パターン2のように合計特殊出生率が2.07まで上昇した場合は51.9%の減少となり、さらにパターン3のように出生率が上昇し、かつ人口移動が均衡となった場合は36.6%の減少となり、17.4パーセントポイント改善することになります。

年齢3区分別にみると、年少人口は、パターン1では67.4%の減少となるのに対して、パターン2では45.2%の減少となって、20パーセントポイント以上の改善がみられます。さらに、パターン3では15.8%の減少となり、40パーセントポイント以上の改善がみられることに加え、このうち「0-4歳人口」については21.6%の増加に転じ、大幅な改善がみられます。

生産年齢人口は、パターン1の59.3%の減少に対して、パターン2では58.7%の減少となって大きくは変わりませんが、パターン3では39.5%の減少となり、20パーセントポイント近く減少率が小さくなります。

老年人口については、パターン1とパターン2では変化がないのに対して、パターン3では8%ポイント近く減少率が小さくなります。

また、「15-49歳女性人口」についてみると、パターン1とパターン2の間にそれほど大きな差はみられませんが、パターン3ではパターン1より25パーセントポイント以上減少率が小さくなります。

図表 21 年齢3区分別人口の変化

単位：人

		総人口	年少人口	うち0-4歳人口	生産年齢人口	老年人口	15-49歳女性人口
2020年	現状値	2,605	221	51	1,178	1,206	356
2045年	パターン1	1,198	72	19	479	647	143
	パターン2	1,254	121	38	486	647	146
	パターン3	1,652	186	62	713	752	238

単位：%

		総人口	年少人口	うち0-4歳人口	生産年齢人口	老年人口	15-49歳女性人口
2020年 → 2045年 増減率	パターン1	-54.0	-67.4	-62.7	-59.3	-46.4	-59.8
	パターン2	-51.9	-45.2	-25.5	-58.7	-46.4	-59.0
	パターン3	-36.6	-15.8	21.6	-39.5	-37.6	-33.1

資料：国配布のワークシートより作成

※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢3区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

(3) 高齢化率の変化

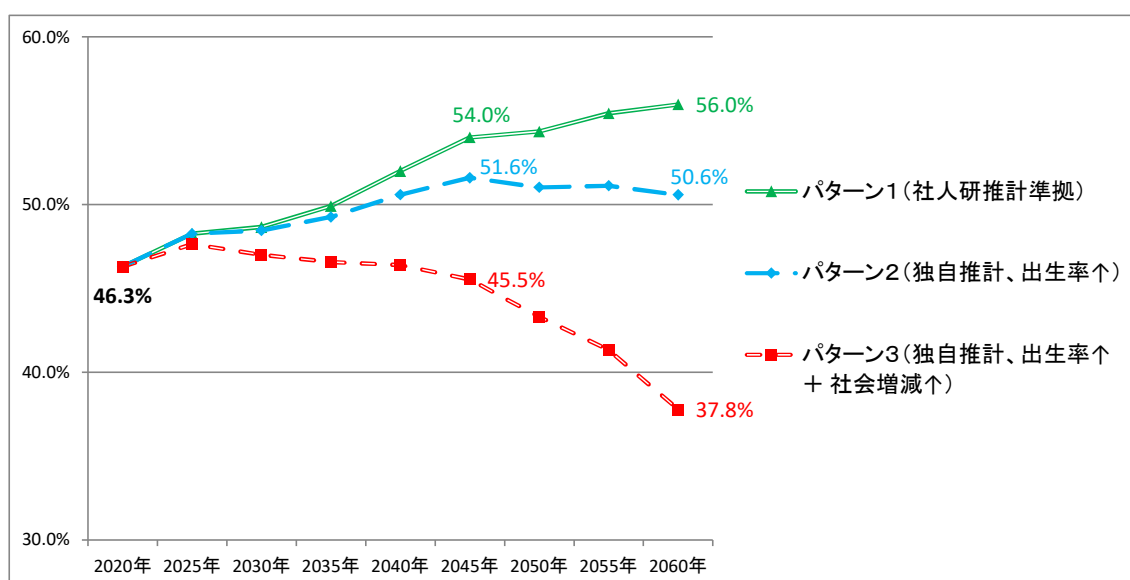
パターン1、2、3について、2060年までの高齢化率の変化をみてみます。

パターン1では、変動幅の大きさにはばらつきがあるもの、一貫して上昇し、2060年には56.0%に達します。

一方、パターン2では、2045年までに均等に合計特殊出生率が2.07まで上昇するという仮定により、人口構造の高齢化抑制の効果が2045年頃から現れ始め、2045年に51.6%に達したのちに下降に転じ、2060年には50.6%となります。

また、パターン3では、2045年までに均等に合計特殊出生率が2.07まで上昇し、かつ人口移動が均衡で推移するという仮定により、2025年に47.6%に達したのちに下降し始め、2060年には37.8%となります。

図表 22 高齢化率の変化



単位：％

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	46.3	48.3	48.7	49.9	52.0	54.0	54.4	55.4	56.0
パターン2	46.3	48.3	48.5	49.3	50.6	51.6	51.0	51.1	50.6
パターン2	46.3	47.6	47.0	46.6	46.4	45.5	43.3	41.3	37.8

資料：国配布のワークシートより作成

第4章 人口の将来展望

1. 現状と課題の整理

(1) 人口の状況

本町の総人口は、1955 年以降、減少を続けています。年齢構成をみると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、増加し続けていた老年人口が横ばいから減少へと移行し、2020 年の高齢化率は 46.3%に達しています。また、老年人口の中でも、特に後期高齢者人口の増加が顕著になっています。

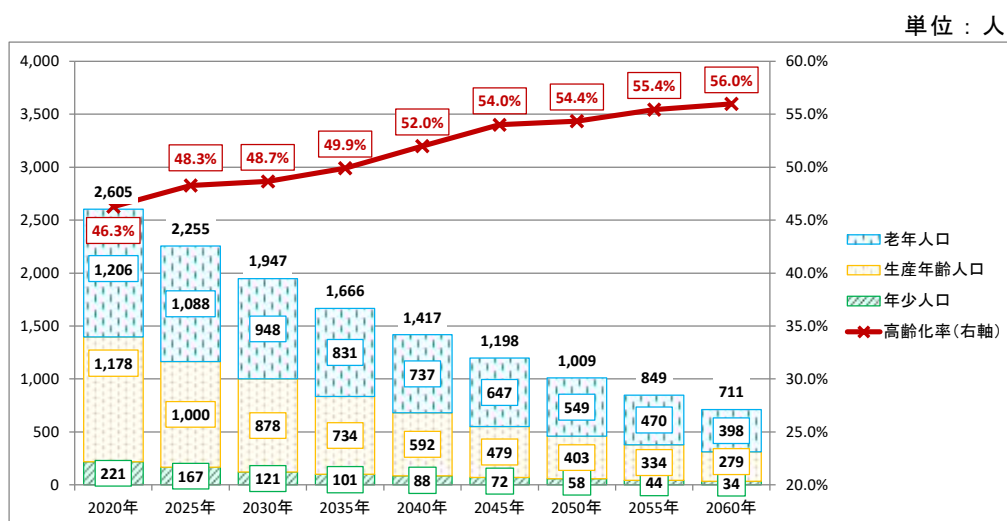
自然増減については、近年は出生数の減少がみられ、自然減が進行しています。合計特殊出生率は、道よりもわずかに高くなっていますが、人口置換水準からかい離しており、また、15～49 歳女性の人口が急激に減少していることもあって、出生数の増加に結びついていません。

社会増減については、転入数、転出数ともにやや減少傾向にある中で、転出数が転入数を上回っており、概ね社会減で推移しています。年齢別にみると、就職や進学が想定される世代の人口が流出しています。

(2) 将来人口推計

社人研推計準拠の推計（パターン 1）によると、2060 年には総人口が 711 人まで減少するという推計結果となっています。年少人口、生産年齢人口、老年人口のすべての層で人口減少が続きます。高齢化率も上昇を続け、2060 年には 56.0%に達すると推計されます。

図表 23 推計パターン 1 による年齢 3 区分別人口と高齢化率



資料：国配布のワークシートより作成

※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢 3 区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

（３）人口の変化が地域の将来に与える影響

人口減少は、その過程において必然的に少子化、高齢化を伴い、地域社会や地域経済、医療、教育など様々な分野において影響を及ぼします。

【地域社会への影響】

地域経済の縮小により消費が減少し、空き店舗などが増えた場合、日常の買い物をはじめとする地域住民の生活に不可欠な生活サービスの確保に支障をきたします。また、税収の減少や建設業の衰退により公共施設や道路、上下水道などの既存インフラの整備・維持が困難になります。さらには、構成員の不足により地域の防災組織が機能しなくなるほか、防災拠点となる施設の不足や不備等が生じ、住民の安全確保が難しくなる可能性があります。

また、高齢者の増加により公共交通機関の必要性が高まりますが、利用者数の減少が公共交通機関の経営効率低下につながり、地域の移動手段の維持・確保が困難になるほか、人口減少に伴う地域コミュニティの機能低下により、地域社会の活力の低下が懸念されます。

【地域経済への影響】

生産年齢人口の減少に伴って就業者数が減少し、労働力不足につながります。労働力不足で生産性の停滞した状態が続けば、経済規模が縮小していき、それに伴う労働市場の縮小により労働力人口が流出してますます不足するという「負のスパイラル」に陥る可能性があります。

また、就業者の年齢構成のバランスが崩れることで、技術が円滑に継承できなくなり、後継者不足に陥ります。特に、基幹産業の1つである農業で担い手の高齢化が進んでおり、後継者不足に伴う耕作放棄地や休耕地の増加は喫緊の問題といえます。担い手不足による企業の廃業や撤退が進んだ場合、産業の停滞・衰退につながる考えられます。

【医療・福祉への影響】

急速な少子化、高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障費に係る現役世代の負担が増大し、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えます。高齢化率の上昇に伴い医療、福祉、介護の需要増が見込まれますが、労働力人口の減少による担い手不足の問題に直面することが想定されます。

【教育・地域文化への影響】

学級数や1クラス当たりの児童数が減ることで、集団学習の実施に制約が生じるなど、子どもたちが規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が減少し、教育環境の質の維持が困難となります。さらに少子化が進行すれば、学校の存続にも支障をきたすこととなります。

また、地域の伝統行事や祭りなどの担い手が減少することにより、地域文化が衰退していくことが懸念されます。

2. 目指すべき将来の方向

本町の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会、地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題であり、その克服には、町全体が一丸となって取り組んでいくことが重要です。

本町の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくためには、二つの方向性が考えられます。一つは、出生率を向上させることによって人口減少に歯止めをかけ、将来的にバランスのとれた人口構造を目指すことであり、もう一つは、転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることです。この二つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要となっていきます。

また、一方で、避けることが困難な高齢化・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという視点を持つことも求められます。

こうした観点から、人口減少社会に対する本町の今後の取り組みにおいて目指すべき将来の方向として、次の2点を掲げます。

【自然増減】

◎ 以前の人口ビジョン策定時の町民意識調査より算出した「町民の希望がかなった場合の出生率（希望出生率）を実現すること」を基本目標に置き、その実現のため、結婚し子どもを産みたい人の希望を阻害する要因（希望阻害要因）を除去することに取り組めます。

※ ただし、希望出生率は、あくまでも政策が適切かどうかの「評価指標」として活用するものであって、町民に押し付けたりするようなことがあってはなりません。ここでの目標は、可能な限り上記希望をかなえることであり、希望出生率はその結果として実現するものです。

【社会増減】

◎ 「町民の定住意向がかなった場合の転出超過抑制を実現すること」を基本目標に置き、その実現のため、雇用や経済に係る問題を除去することに取り組めます。

※ 定住意向は潜在的に高いものの、雇用・経済的安定の問題から、とくに若い世代の転出が顕著であることが、人口の現状分析等よりうかがえます。転出超過抑制を実現するため、雇用や経済に係る対策に取り組む、若い世代の転出の抑制や転入の増加を図ります。

3. 人口の将来展望

社人研推計準拠である前述のパターン1の将来推計によると、本町の総人口は、2030年には2,000人を下回り、その後も減少を続け、2060年には711人になるとされています。これに対し、国の「地方創生2.0」の方針を勘案しつつ、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に対策を進めることを前提に、次の仮定のもと、本町の将来の人口規模を展望します。

◎ 自然増減に関する仮定

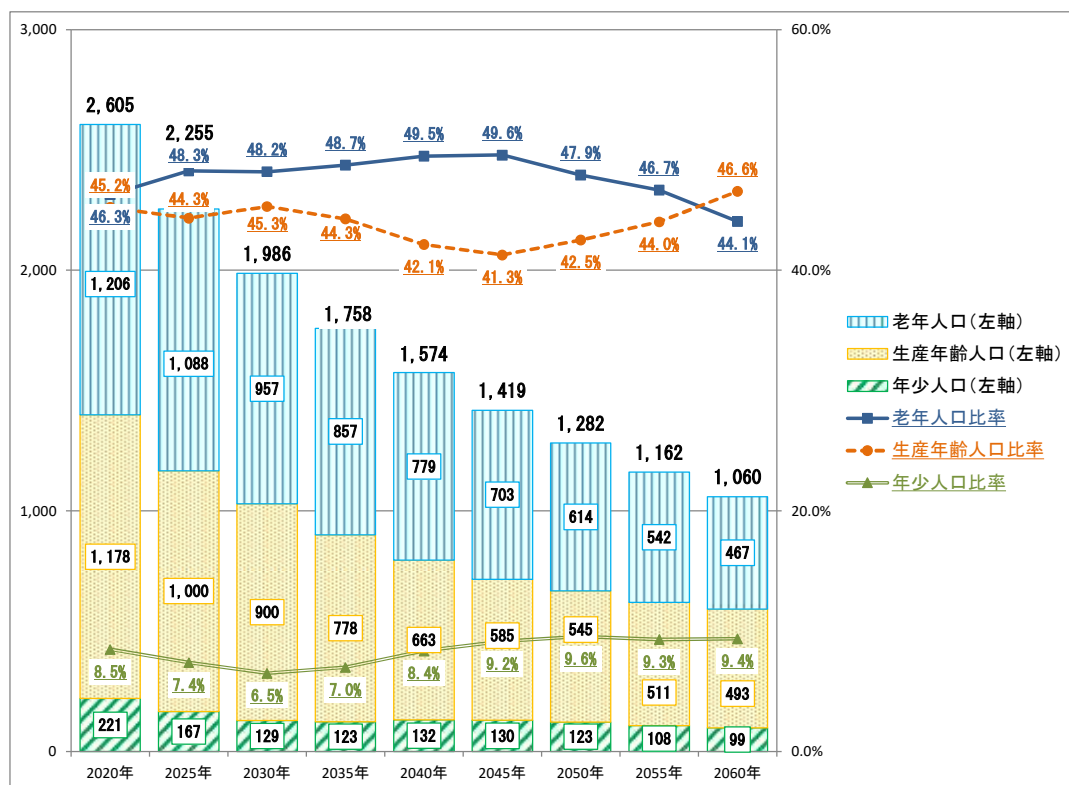
合計特殊出生率が2045年までに町民の希望がかなった場合の出生率（希望出生率）である1.75まで均等に上昇し、それ以降も1.75で推移すると仮定します。

◎ 社会増減に関する仮定

社人研推計準拠のパターン1における純移動率が2025年から2045年までに均等に移動均衡へと変化し、それ以降も移動均衡で推移すると仮定します。

図表 24 人口の将来展望

単位：人



資料：国配布のワークシートより作成

※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢3区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

人口の将来展望を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）は、徐々に減少のペースが緩やかになり、100 人近くを維持します。構成割合は、2035 年以降上昇に転じ、2060 年には 9.4%となります。

生産年齢人口（15～64 歳）の減少は継続しますが、減少幅はやや緩やかになり、2060 年時点で 500 人近くを維持します（パターン1 は 2060 年時点で約 300 人）。構成割合は、低下のペースが緩やかになり、40%台を維持できるようになり、さらに 2060 年には上昇に転じ、46.6%となります。

老年人口（65 歳以上）の減少傾向を継続させる中で、構成割合は 2045 年以降長期的な低下傾向に転じ、2060 年には 44.1%となります。

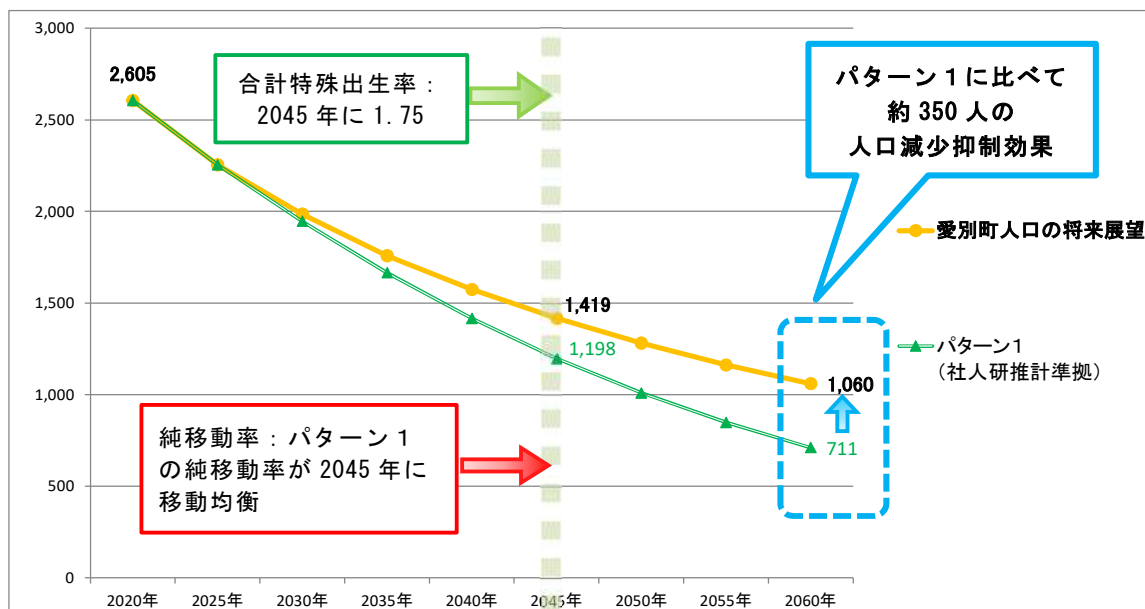
このように自然動態と社会動態を改善させることにより、
2060 年の人口について、社人研推計準拠のパターン1 に比べて、

約 350 人の人口減少を抑制する効果

が見込まれることになります。

図表 25 人口の将来展望（パターン1 との比較）

単位：人



資料：国配布のワークシートより作成

第2部 総合戦略

第1章 第3期愛別町総合戦略の基本的な考え方

1. 戦略の位置づけ

「第11次愛別町振興計画後期基本計画」の『重点プロジェクト』を中心に、人口減少対策を強力に推進する戦略

この「第3期愛別町総合戦略」は、本町の最上位計画である「第11次愛別町振興計画」（基本構想：令和2年度～令和11年度、後期基本計画：令和7年度～令和11年度）に基づくとともに、その中の人口減少の歯止めに向けた取り組みを強力に推進するための戦略として位置づけます。

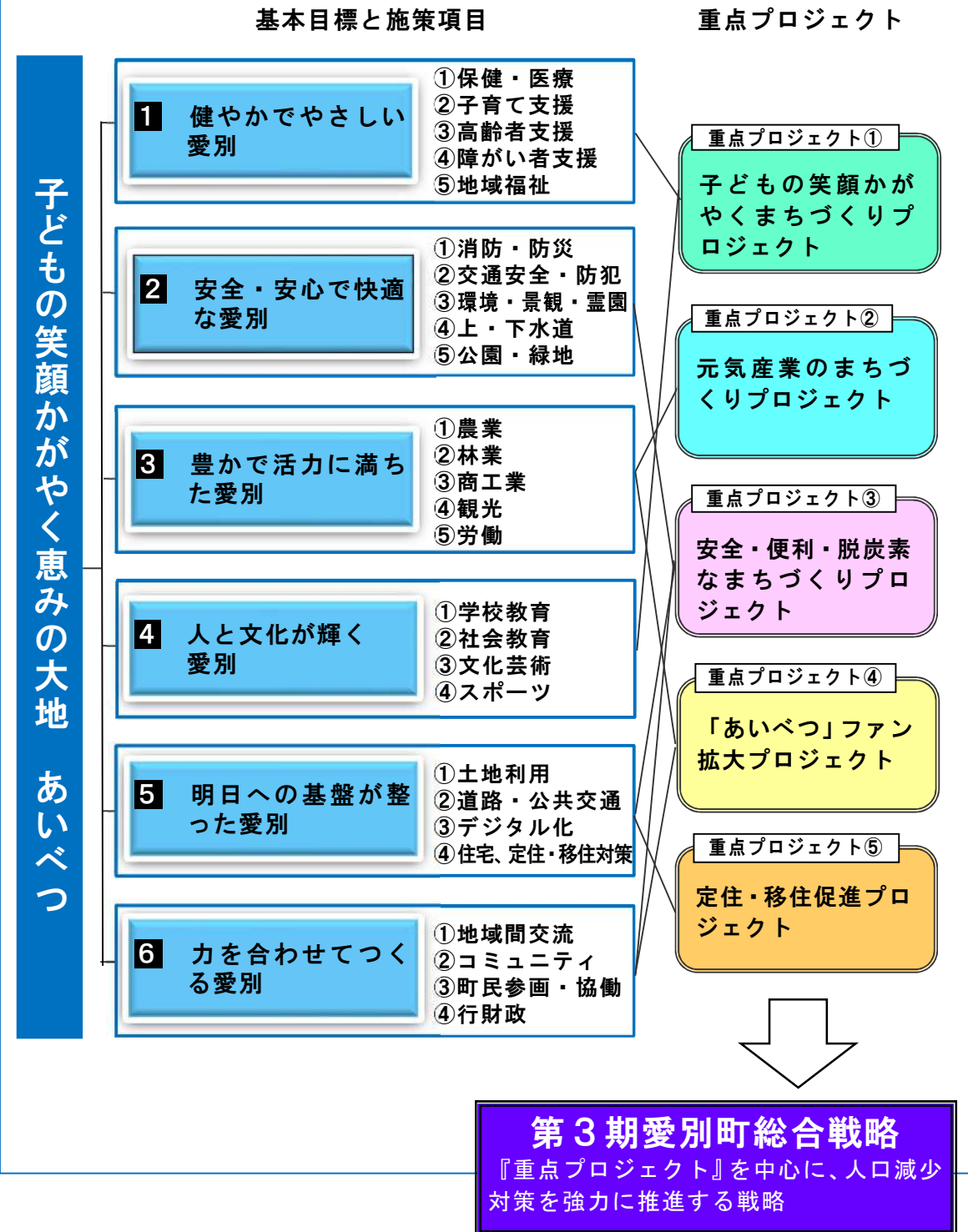
本町では、「第11次愛別町振興計画」の基本構想の中で、人口減少が加速し、町全体の活力の低下が懸念される状況を踏まえ、本町の新たなまちづくりの最重要課題を、「人口減少に歯止めをかけること」と設定し、これを前提とした将来像や計画の体系・方針等を定めています。

後期基本計画においても、人口減少の抑制・地方創生の視点、選択と集中の視点に立ち、今後5年間で特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めています。

このように、地方創生の動きと、本町のこれからのまちづくりの重点は一致しています。

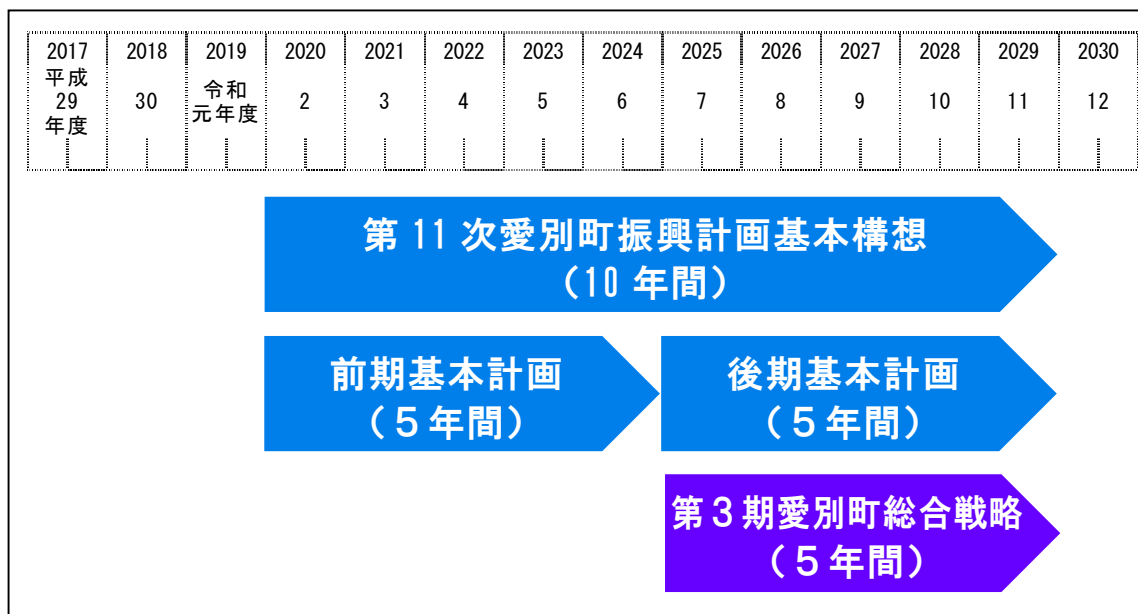
このため、本戦略は、「第11次愛別町振興計画後期基本計画」で定めた『重点プロジェクト』を中心に、効果的な人口減少対策を強力に推進していくものとして策定します。

第11次愛別町振興計画後期基本計画



2. 戦略の推進期間

本戦略は、本町における人口の長期的な展望に立ち、短中期的な見地から施策を計画的に推進するため、推進期間を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。



3. 戦略の推進体制

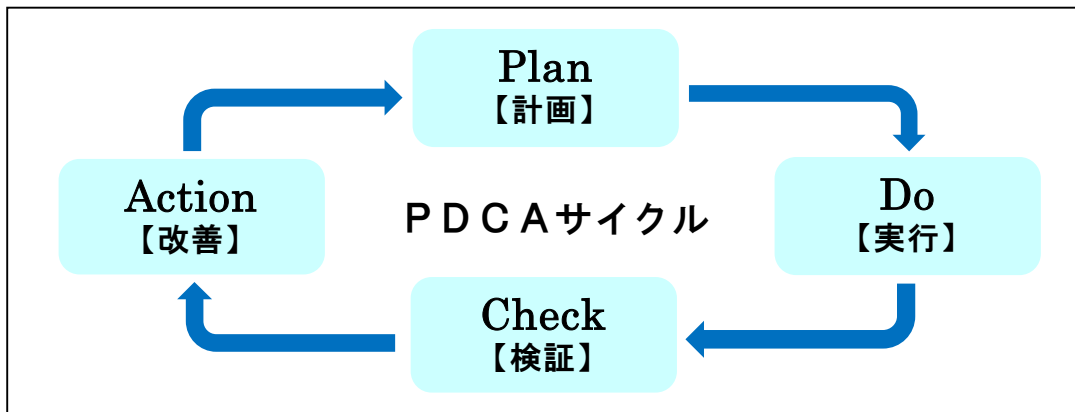
本戦略の推進にあたり、より高い効果を得るためには、行政だけではなく、町民や町民団体をはじめ、民間企業、経済団体、金融機関等のあらゆる主体が本町の人口減少に関する基本認識を共有し、相互に連携・協力しながら進めていくことが重要です。

このため、情報発信を積極的に行い、本町の人口減少に関する基本認識をあらゆる主体と共有するとともに、様々な取り組みにおける各主体との一層の連携強化を図ります。

4. 戦略の検証・改善について

本戦略では、「基本戦略」の下に展開する「主な取り組み」ごとに「K P I」（重要業績評価指標）を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、P D C Aサイクルを運用します。

このP D C Aサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や町の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



5. 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

■「基本戦略」

本町の人口減少対策の柱となる「基本戦略」を設定します。

■「基本的方向」と「数値目標」

「基本戦略」ごとに、取り組みの方向を示した「基本的方向」を記載します。

■「主な取り組み」

「基本的方向」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

■「主要施策」と「K P I」（重要業績評価指標）、「主要事業」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と具体的な数値による「K P I」（重要業績評価指標）、そして実施する「主要事業」を記載します。

第2章 国・道の方向

1. 国の「地方創生 2.0」の動向

わが国では、令和6年10月に、地方創生に関する新たな組織として、「新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）」を設置するとともに、同年12月に、「地方創生 2.0」を起動させるための「基本的な考え方」を決定しました。

その中で、『**楽しい地方**』をつくることを主眼とした「地方創生 2.0」の5本柱を示すとともに、今後、それに沿った政策体系を検討し、次の10年間で集中的に取り組む新たな基本構想を、令和7年の夏にとりまとめることとしています。

本町においても、こうした国の動向も踏まえつつ、町の特性に即した独自の取り組みを設定・推進していくこととします。

国の「地方創生 2.0」基本構想の5本柱

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした 社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、交流人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融资促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

2. 第3期北海道創生総合戦略の概要

北海道では、これまでの地方創生の取り組みを基本に、長期的な視点に立って、切れ目なく人口減少対策を進めるとともに、近年の社会・経済情勢の変化にも対応できるよう、令和6年度に、令和7年度から令和11年度を推進期間とする第3期北海道創生総合戦略を策定しました。

その概要は以下のとおりです。

第3期北海道創生総合戦略のめざす姿と基本戦略等

めざす姿 一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る		
戦略の 2つの観点		
		人口減少の進行の「緩和」
		人口減少社会への「適応」
基本戦略	主に緩和の観点	1 一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる 広大な大地と恵まれた環境の中、結婚や妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、道民一人ひとりの可能性が発揮できる社会をつくる
		2 地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる 移住・定住の促進や外国人材が安心して働き、暮らすことのできる環境の整備、本道独自の自然・歴史・文化の発信などにより地域への人の流れをつくる
	主に適応の観点	3 安心して暮らせる豊かな地域をつくる 個性的な自然・歴史・文化・産業等を有する多様な地域において、新たな技術や仕組みを取り入れながら、人口減少下においても将来にわたり、安心して暮らし続けることのできる地域をつくる
		4 潜在力を活かした産業・雇用をつくる 本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどの北海道の潜在力を最大限に発揮し、力強い経済と生き生きと働くことのできる就業の場をつくる
		5 多様な連携により地域の活力をつくる 地域の枠を越えた連携・協働や、北海道に想いを寄せ、応援する多くの方々の知恵と力を取り込み、地域の活力をつくる

第3章 第3期愛別町総合戦略の体系

後期基本計画と国・道の方角を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

【目指す姿】

子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ

若者・女性にも選ばれる『楽しい地方』をつくる

主に人口減少の緩和に向けた取り組み

【基本戦略】

1. 安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる

【基本的方向】←後期基本計画の『重点プロジェクト①』を中心に展開

- 【主な取り組み】 1－1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
1－2. 子どもの教育体制を充実する



【基本戦略】

2. 楽しさと魅力を高め、「あいべつ」ファンと移住者を増やす

【基本的方向】←後期基本計画の『重点プロジェクト④・⑤』を中心に展開

- 【主な取り組み】 2－1. 「あいべつ」ファンを増やす
2－2. 住宅の確保と定住・移住対策を進める



主に人口減少社会への適応に向けた取り組み

【基本戦略】

3. 誰もが楽しく暮らせる、安全・便利・脱炭素なまちをつくる

【基本的方向】←後期基本計画の『重点プロジェクト③』を中心に展開

- 【主な取り組み】 3－1. 災害に強い安全なまちをつくる
3－2. 便利で安心して暮らせるまちをつくる



【基本戦略】

4. 農業を柱とした産業を活性化させ、楽しく働けるようにする

【基本的方向】←後期基本計画の『重点プロジェクト②』を中心に展開

- 【主な取り組み】 4－1. 農業の維持と新たな展開を図る
4－2. 林業・商工業の活性化と雇用対策を進める



第4章 基本戦略ごとの取り組み

1. 安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくる

【基本的方向】

結婚して子どもを生み育てたいと思う人々の希望をかなえとともに、子どもが未来を担う人材としてたくましく育つよう、後期基本計画の『重点プロジェクト①子どもの笑顔かがやくまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、結婚の支援や子育て支援体制・子どもの教育体制の充実に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

1-1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

【主要施策】

1-1-1. 結婚に対する支援の充実

- ① 出会う機会の創出のため、関係機関・団体が主催する各種婚活イベント等の積極的な情報提供を行います。
- ② 経済的理由で結婚に踏みきれない低所得者・若年層に対し、安心した結婚新生活が送れるよう、必要な支援を行います。

1-1-2. 妊娠・出産に対する支援の充実

- ① 妊産婦の適正な健康管理を促進し、心身両面の負担軽減を図るため、各種健診等の受診時や出産時にかかる経済的負担に対する支援を行います。
- ② 産後の不安を取り除き、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を実施します。
- ③ 不妊治療について、先進医療の治療費と交通費に関する支援を行います。

1-1-3. 子育てに対する支援の充実

- ① 認定こども園や学童クラブなどを活用し、相談・交流事業や一時保育・令和8年4月から実施するこども誰でも通園制度・学童保育事業など、多様な支援サービスを提供します。
- ② すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援等を行う拠点として、「こども家庭センター」の設置を進めます。
- ③ 子育て世帯の経済的負担と育児不安の軽減を図るため、各種支援事業を実施します。

④ 子どもの誕生を祝福し、町全体で支えていくため、「ハッピーボーン」や「君の椅子」などの特徴ある取り組みの実施・支援を行います。

⑤ これまでの子ども・子育て支援事業をはじめ、子どもに関するその他の施策も包含・一体化した「こども計画」の策定について検討します。

1-1-4. 親と子どもの健康の確保

① 疾病や児童虐待、育児によるストレスなどに対し、早期の発見と予防に取り組むため、各種の健康診査や相談・指導等を推進し、母子の健康の確保・増進を図るとともに、食育の推進、小児医療に関する情報提供に努め、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。

② 乳幼児から 18 歳までの医療費の給付を継続して実施するなど、子育て家庭への経済的支援を推進します。

1-1-5. 要保護児童等への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進など、保護を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

【K P I】

指標名	基準値（R 5 実績）	目標値（R11）
出生数	47 人 (R1～R5 累計)	50 人 (R7～R11 累計)
婚姻組数 (町内居住者及び町内居住見込者 で他自治体からの通知分を含む)	28 組 (R1～R5 累計)	20 組 (R7～R11 累計)
産後ケア事業利用者数	1 人 (R1～R5 累計)	10 人 (R7～R11 累計)
子育て支援事業参加率	100% (対象世帯の参加率)	100% (対象世帯の参加率)
君の椅子贈呈件数 (毎年 1 月～12 月までの誕生者)	50 件 (R1～R5 累計)	50 件 (R7～R11 累計)
学童保育利用人数	43 人 (R7.3 月末実人数)	40 人 (R12.3 月末実人数)

【主要事業】

- 結婚新生活支援事業
- 妊産婦健康診査及び1か月児健康診査事業
- 妊産婦安心出産支援事業
- 産後ケア事業
- 不妊治療費助成事業
- 妊婦のための支援給付事業
- 認定こども園実施事業
- 児童生徒入学通学応援事業
- 子ども一時預かり利用料助成事業
- 君の椅子実施事業
- 上川中部福祉事務組合連携事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 新生児聴覚検査費助成事業
- 乳幼児等医療給付事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 学童保育事業

【主な取り組み】

1－2．子どもの教育体制を充実する

【主要施策】

1-2-1．義務教育学校の整備

未来を見据えた新しい学校づくりに向け、義務教育学校基本計画に基づき、また見直しを行いながら、基本設計・実施設計、建設工事等を計画的に行い、義務教育学校の整備を図ります。

1-2-2．既存学校施設の整備充実

- ① 既存の学校施設について、学校施設長寿命化計画の見直しを行い、これに基づく整備等を推進します。
- ② デジタル機器の整備・更新をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。
- ③ 義務教育学校の整備に伴う中学校の跡地について、有効な利活用方策を検討し、推進します。

1-2-3．「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、認定こども園における教育内容の充実、認定こども園と小学校の連携強化に努めます。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、デジタル機器の積極的な活用、加配教員等の効果的な活用、A E Tを活用した英語教育の充実、キャリア教育の推進、認定こども園・小・中・高の連携強化に努めます。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、ふるさと教育の充実、読書活動の促進を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。部活動については、広域的な対応による地域移行を円滑に進めます。
- ⑤ 支援を必要とする児童・生徒に対し、支援員の活用等により、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

1-2-4．教職員の指導力の向上促進

質の高い教育・保育の推進に必要な教職員、保育教諭の指導力の向上を図るため、研修・研究活動を支援します。

1-2-5．いじめ・不登校等への対応

いじめや不登校等の問題行動の防止に向け、講演会の開催やスクールカウンセラーの活用による相談・指導を行います。

1-2-6．地域とともにある学校づくり

- ① コミュニティ・スクールの取り組みについて、町民への周知や取り組みを支える人材の確保・育成等を進め、一層の充実を図っていきます。
- ② 学校だよりによる学校評価の公表など、学校の情報公開を積極的行います。

1-2-7. スクールランチの充実

児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、スクールランチ事業の継続・充実を図ります。

1-2-8. 高等養護学校への支援

高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

1-2-9. 生涯の各期における学習活動の促進

- ① 子どもたちが大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、子ども会事業や地域体験事業の充実、子ども会リーダー研修会等の開催、世代間・地域間交流の実施を図るとともに、これからの子ども会のあり方について検討していきます。
- ② ボランティアの育成・支援や青年団体活動への支援、研修会等への参加促進などにより、地域と関わる機会の充実を図り、地域活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。
- ③ 多様な学びの下で、豊かな人間性を育むため、読書推進計画に基づき、本にふれる機会の充実を図るほか、各種講座の実施、生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

1-2-10. 社会教育推進のための基盤整備

- ① 社会教育を推進するため、公民館分館などの社会教育施設の改修等を適宜行い、有効活用を図ります。
- ② 生涯学習だよりやホームページ、SNS等の情報媒体を利用した情報提供の充実を図ります。

1-2-11. 地域の教育力の向上

- ① 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の充実を図ります。
- ② 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上と効率化を図ります。
- ③ 各種研修会への参加を促し、地域における指導者の育成を進めます。
- ④ 学校・家庭・公民館各分館の連携強化や地域学校協働本部の体制整備と活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

1-2-12. 家庭教育への支援

- ① 認定こども園と連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を進めます。
- ② 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

1-2-13. スポーツ活動の機会の提供と参加促進

- ① スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図り、町民の参加促進に努めます。
- ② 各種スポーツ団体の定期活動や大会参加を促し、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進するため、スポーツ協会への支援を行います。
- ③ 多様なスポーツ活動の普及に向け、スポーツ推進委員の育成を図ります。
- ④ スポーツ部門と保健福祉部門が連携し、楽しく運動習慣を身につけ、普段の生活に役立つ身体づくりを学ぶ「みんなの健活クラブ」などの取り組みを進めます。
- ⑤ スポーツ活動の活発化に向け、生涯学習だよりやホームページ、SNS等を活用し、活動や施設利用に関する情報提供に努めます。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合	小学校6年 92.8% 中学校3年 66.6%	小学校6年 100% 中学校3年 100%
コンピュータ等のICTを週1回以上使用したとする児童生徒の割合	小学校6年 100% 中学校3年 100%	小学校6年 100% 中学校3年 100%
全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均比	小6国語 71%/全国 67.7% 小6算数 68%/全国 63.4% 中3国語 55%/全国 58.1% 中3数学 52%/全国 52.5% (R6.3月末現在)	全国平均を上回る (R12.3月末現在)
全国体力・運動能力等調査で全国平均に達している項目数 (全8種目実施)	小5男子5種目 62.5% 小5女子7種目 87.5% 中2男子4種目 50.0% 中2女子5種目 62.5% (R6.3月末現在)	小5男子 100% 小5女子 100% 中2男子 100% 中2女子 100% (R12.3月末現在)
「いじめはどんな理由があっても良くない」とする児童生徒の割合	小学校6年 100% 中学校3年 100%	小学校6年 100% 中学校3年 100%
子ども会活動参加者数 (リーダー研修、レクリエーション大会、球技大会、加々大会延べ参加者数)	399人 (R1～R5累計)	450人 (R7～R11累計)
図書室等利用者数 (図書室、自動車文庫、相互貸借利用者数)	755人 (R6.3月末現在)	900人 (R12.3月末現在)

【主要事業】

- 義務教育学校開校準備事業
- 義務教育学校整備事業
- 教育ＩＣＴ推進事業（小学校）
- 教育ＩＣＴ推進事業（中学校）
- 小学校情報機器整備事業
- 中学校情報機器整備事業
- 英語指導助手配置事業
- 児童学力向上事業
- 生徒学力向上事業
- 部活動指導員配置事業
- 心と命の授業実施事業
- 不登校児童生徒受入機関共同設置事業
- コミュニティスクール（学校運営協議会）事業
- スクールランチ実施事業
- 高等養護学校教育振興事業
- 公民館講座教室実施事業
- 読書活動推進事業
- はたちのつどい実施事業
- 社会教育団体活動奨励事業（文化等）
- 公民館分館活動奨励事業

2. 楽しさと魅力を高め、「あいべつ」ファンと移住者を増やす

【基本的方向】

移住者や愛別を応援してくれるファンの増加、観光・応援から移住への展開を目指し、後期基本計画の『重点プロジェクト④「あいべつ」ファン拡大プロジェクト』と『重点プロジェクト⑤定住・移住促進プロジェクト』に基づく施策を中心に、観光機能の強化や愛別ファンの拡大、住宅の確保と定住・移住の促進に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

2-1. 「あいべつ」ファンを増やす

【主要施策】

2-1-1. 観光施設の充実

本町の観光の魅力づくりに向け、町民や事業者等と協働し、オートキャンプ場やパークゴルフ場をはじめとする観光関連施設の充実を図ります。

2-1-2. 広域的な観光振興・地域振興に向けた取り組みの推進

- ① 「大雪カムイミントラDMO」とともに、圏域一体の滞在交流型観光やスノーリゾート構想をはじめ、観光庁「重点支援DMO」としての新たな観光プログラムを推進し、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進します。
- ② 「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」とともに、日本ジオパークの認定及び活用に向けた各種活動を推進します。
- ③ 「大雪山カムイミントラジオパーク構想」などと連動しながら、関係機関とともに「北海道石」の研究を進めるとともに、その利活用に向けた取り組みや情報発信などを進めます。
- ④ 「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」とともに、日本遺産に認定されたストーリー『カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～』を活用した地域活性化事業を推進します。

2-1-3. 観光PRの強化

ホームページやSNS、PR動画、マスコミ、ふるさと納税制度などの様々な媒体・手段の活用、新たな観光パンフレット・観光ポスターの作成など、観光PRの強化を図ります。

2-1-4. 観光協会の活動支援

観光の振興による町の活性化に向け、観光協会が行う各種観光事業の実施を支援します。

2-1-5. イベントの支援

町民同士の交流を促進するとともに、町内外の人々に本町の特産物や魅力をPRするため、あいべつ夏まつり及びきのこの里フェスティバルの実施を支援します。

2-1-6. 農業と連携した観光事業の支援

中学生・高校生などの若者や農業に関心のある団体などとの交流を通して農業や本町に対する理解を深めるため、「農作業体験等受入推進協議会」が行う農泊等の活動を支援します。

2-1-7. 「愛のまち交流」の継続

他地域との交流を通じたまちづくり・人づくりに向け、滋賀県東近江市愛東地区との交流を中心に、「愛のまち交流」を継続していきます。

2-1-8. ふるさと会等との連携強化

本町の応援団である、「あさひかわ愛別会」・「札幌ふるさと愛別会」・「とうきょう愛別会」の3組織を中心に、関係団体・組織との多様な場面での連携の強化を図っていきます。

2-1-9. 広報・広聴機能の強化

- ① 広報紙「広報あいべつ」の内容の充実を図るとともに、より町民の手元に届き、読まれる、時代の流れに合わせた配布方法の見直しや、DXの推進と連動したデジタル化について検討し、段階的に進めていきます。
- ② 町内で行われたイベント等の様子のほか、町の魅力を町内外へPRできる映像や、文字・音声による情報を使用した番組を制作し、ケーブルテレビで町内及び近隣市町へ放送し、広く情報発信を行います。
- ③ ホームページの内容を随時更新し、適時の情報発信に努めるとともに、SNSをはじめ、データ放送やスマートフォンアプリ等を活用しながら、情報発信と町民の意見等の情報収集を行い、双方向の広報・広聴活動を推進します。

2-1-10. ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税制度について、体験型の返礼品の充実など、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、関係人口の拡大に努めるとともに、寄附者の意向を十分考慮しつつ、まちづくりの財源として有効活用を図ります。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
観光入込客数	243,198 人 （R1～R5 累計）	300,000 人 （R6～R10 累計）
愛のまち交流者数	40 人 （R2～R5 累計）	80 人 （R7～R11 累計）
ふるさと便り発行数	596 通 （R6.12 月末現在）	655 通 （R11.12 月末現在）
ホームページ閲覧ユーザー数	530,924 ユーザー （R1～R5 累計）	630,000 ユーザー （R7～R11 累計）
ふるさと応援寄附金	22 百万円 （R6.3 月末現在）	50 百万円 （R12.3 月末現在）

【主要事業】

- 大雪カムイミントラDMO連携事業
- 大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会連携事業
- 大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会連携事業
- 観光PR推進事業
- 観光協会活動支援事業
- きのこの里フェスティバル支援事業
- あいべつ夏まつり支援事業
- 農作業体験等受入推進協議会支援事業
- 少年愛のまち交流事業
- ふるさと会等交流事業
- 町広報紙作成事業
- 番組制作放送事業
- 広報広聴推進事業
- ふるさと納税実施事業
- 企業版ふるさと納税実施事業

【主な取り組み】

2-2. 住宅の確保と定住・移住対策を進める

【主要施策】

2-2-1. 公営住宅等の適正管理

快適で安全・安心な公営住宅等の長期的な維持管理を図るため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、町民ニーズや民間による持ち家取得の動向を勘案しながら、管理戸数の設定を行い、耐用年限が経過した住宅等の取り壊し、老朽化した住宅等の予防保全的な修繕等を進めます。

2-2-2. 既存住宅の耐震化の促進

地震による被害の軽減を図り、町民が安全に安心して生活できるよう、耐震化の必要性を周知し、町民の意識の向上に努めるとともに、旧耐震基準の住宅の耐震診断・耐震改修の支援を行います。

2-2-3. 空き家等の適正管理の促進

良好な生活環境を保全するため、空き家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家等について、適正管理・解体等に関する指導等を行います。

2-2-4. 定住・移住促進施策の推進

- ① 定住・移住希望者が定住・移住に関する情報を一括して入手できるよう、ホームページ内の定住・移住専用ページの内容充実を図ります。
- ② 空き家等を活用した定住・移住を促進するため、空き地バンク・空き家バンクや「みんなの0円物件」の取り組みを充実させるとともに、空き家等の改修等に対する支援を行います。
- ③ 東京圏を中心とした移住者を獲得するため、北海道や町内企業との連携による移住支援施策を実施します。

2-2-5. 情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミの活用、都市圏での移住イベントへの参加をはじめ、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

2-2-6. 地域おこし協力隊などの活用

定住・移住施策への地域おこし協力隊や民間企業等による地域課題解決に向けた地域活性化企業人の活用を図るとともに、地域おこし協力隊の任期満了後の本町への定住を支援します。

【K P I】

指標名	基準値（R 5実績）	目標値（R11）
転出超過数	21 人 （R6.3 月末現在）	15 人 （R12.3 月末現在）
生産年齢人口	1,109 人 （R6.3 月末現在）	1,002 人 （R12.3 月末現在）
公営住宅等の空き戸数	56 戸 （R6.3 月末現在）	42 戸 （R12.3 月末現在）
空き家等物件数	68 件 （R6.3 月末現在）	54 件 （R12.3 月末現在）
定住・移住促進空き家改修支援 件数（H27 からの事業）	11 件 （R1～R5 累計）	20 件 （R7～R11 累計）
Facebook フォロワー数	990 人 （R5.3 月末現在）	1,070 人 （R12.3 月末現在）
Instagram フォロワー数	750 人 （R5.3 月末現在）	1,750 人 （R12.3 月現在）
X フォロワー数	2,438 人 （R5.3 月末現在）	5,000 人 （R12.3 月末現在）
移住就業・起業支援事業利用者数	1 人 （R1～R5 累計）	5 人 （R7～R11 累計）

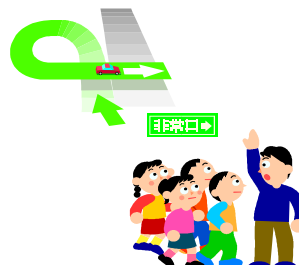
【主要事業】

- 公営住宅等長寿命化計画策定事業
- 公営住宅等ストック総合改善整備事業
- 公営住宅等改修整備事業
- 民間住宅助成事業
- 空き家等総合対策事業
- 定住・移住促進空き家改修支援事業
- 移住就業・起業支援事業
- 定住・移住促進事業
- 地域おこし協力隊活用事業

3. 誰もが楽しく暮らせる、安全・便利・脱炭素なまちをつくる

【基本的方向】

町民も訪れる人も誰もが楽しく暮らせるまち、一度町を出た人も戻りたくまちを目指し、後期基本計画の『重点プロジェクト③安全・便利・脱炭素なまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

3-1. 災害に強い安全なまちをつくる

【主要施策】

3-1-1. 消防施設等の整備充実

- ① 消防署及び消防団詰所について、災害時の防災拠点としての機能を維持するため、大雪消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備・管理を行います。
- ② 消防署及び消防団に配備されている消防ポンプ自動車や器材搬送車、救急車などの消防車両、資機材について、老朽化や能力不足等の状況に応じ、整備充実に計画的に推進します。

3-1-2. 消防職員・消防団員の知識・技能の向上

- ① 消防職員を消防学校や他消防本部等へ年次的に派遣し、知識・技能の向上を促進します。
- ② 消防団員に対する研修や訓練を計画的に実施し、知識・技能の向上を促進します。

3-1-3. 消防団の充実

- ① 関係機関・団体と連携し、消防団員の入団促進に向けた取り組みを進めます。
- ② 消防団員の装備の充実を図り、安全確保に努めます。
- ③ 持続可能な消防団の構築に向け、分団の統合や定数の見直しなど、組織の再編について検討していきます。

3-1-4. 防災・減災に関する計画等の見直し

- ① 防災・減災体制の確立、町全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画・国土強靱化地域計画の見直しを適宜行うとともに、町民への計画内容の周知を図ります。
- ② 町民に災害の危険度や避難場所・避難経路等の情報を的確に提供するため、ハザードマップを更新します。

3-1-5. 災害時の情報伝達体制の充実

災害時における情報伝達機能の多重化・高度化に向け、FM告知端末、SNS、テレビのデータ放送、スマートフォンアプリの有効活用・利用促進に努めます。

3-1-6. 町民の防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災・減災関連施策のPRや各種防災関連マニュアル・ハザードマップの周知徹底、防災・減災に関する研修や避難訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成に努め、町民の防災意識の高揚と行政・地域が一体となった防災・減災体制の確立に努めます。

3-1-7. 防災資機材等の整備

防災資機材・備蓄品の更新を適宜行うとともに、民間事業者との災害協定の締結に積極的に取り組むことで災害時のライフラインを確保し、災害に強いまちづくりを推進します。

3-1-8. 防災拠点としての役場庁舎の耐震化

災害時の防災拠点となる役場庁舎について、その耐震化を推進します。

3-1-9. 治山・治水対策の推進

- ① 水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備等の観点から、保安林の適正管理について関係機関に要請していきます。
- ② 石狩川・愛別川等の堤防や護岸の早期整備及び適正な維持管理について関係機関に要請していきます。
- ③ 防災・減災の観点から、普通河川の維持管理を行うとともに、大雨時や融雪時にはパトロールを実施し、災害箇所の把握、早期復旧に取り組みます。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
住民基本台帳人口	2,455 人 （R6.3月末現在）	2,055 人 （R12.3月末現在）
今後の定住意向	— （R5 未実施）	70% （R10 町民アンケート調査結果）
火災発生件数	7 件 （R1～R5 累計）	0 件 （R7～R11 累計）
災害等出動件数	857 件 （R1～R5 累計）	800 件 （R7～R11 累計）
消防団員数	70 人 （R6.3月末現在）	73 人 （R11.3月末現在）
防災・減災訓練等実施回数	1 回 （R1～R5 累計）	10 回 （R7～R11 累計）
河床整備等実施普通河川数	11 河川 （R2～R6 累計）	10 河川 （R7～R11 累計）
スマートフォンアプリダウンロード数	— （R6 からの新規事業）	500 件 （R7～R11 累計）

【主要事業】

- 消防ポンプ自動車更新事業
- 器材搬送車更新事業
- 高規格救急自動車更新事業
- 消防団員資質向上事業
- 消防団員環境整備事業
- 消防団入団促進事業
- 防災ハザードマップ作成事業
- 防災訓練等実施事業
- 防災備蓄品・備品整備事業
- 役場庁舎耐震化事業
- 河川維持補修事業
- 河川等緊急浚渫事業
- 愛別川河川維持委託事業
- データ放送・スマホアプリ活用事業

【主な取り組み】

3-2. 便利で安心して暮らせるまちをつくる

【主要施策】

3-2-1. 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体と連携し、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚、飲酒運転の根絶を促進します。

3-2-2. 交通安全施設の整備

交通量の多い路線や通学路を中心に交通安全施設の整備充実を図ります。

3-2-3. 防犯に関する啓発等の推進

関係機関・団体等との連携のもと、啓発活動等の充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯パトロール活動など、町民の自主的な地域安全活動を促進します。

3-2-4. 犯罪の起こりにくい環境の整備

関係機関やスクールガードリーダー等との連携により、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

3-2-5. 再犯の防止に向けた取り組みの推進

関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する取り組みや、地域の理解を深める啓発活動等を進めます。

3-2-6. 町営デマンドバスの安定的・効率的な運行

町営デマンドバスについて、車両の適切な管理を行うとともに、交通事業者と連携し、安定的かつ効率的な運行を行います。

3-2-7. J R石北本線及び道北バスの存続に向けた取り組みの推進

北海道上川地域公共交通計画に基づき、J R石北本線及び道北バスについて、関係機関や関係自治体と協調し、利用者の増加に向けた施策を推進しながら、各交通事業者による維持・存続及び利便性の向上を働きかけていきます。

3-2-8. 公共交通の段階的な充実に向けた取り組みの推進

利用者のニーズ調査や交通事業者の意向調査の実施、これらを踏まえた地域公共交通活性化協議会の開催、地域公共交通計画の必要に応じた見直しなど、本町における公共交通ネットワークの段階的な充実に向けた取り組みを進めます。

3-2-9. 行政のデジタル化の推進

- ① 町民の利便性の向上に向け、行政手続のオンライン化、支払いのキャッシュレス化、書かない・待たない・迷わない窓口の整備等を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、A I やR P A等のデジタル技術の導入をはじめ、基幹系システムの標準化・共通化、B P Rの徹底等を進めます。

- ③ デジタル社会に即した組織・機構の構築に向け、職員の意識改革・人材育成や「働き方改革」の推進、オープンデータの活用等を進めます。
- ④ 行政サービスのデジタル化を支える環境の向上に向け、庁内ネットワークや各種システムの充実・更新等を進めます。
- ⑤ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の徹底を図ります。

3-2-10. 地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を推進します。
- ② すべての町民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド対策を進めます。
- ③ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。
- ④ 地域情報や防災情報等の情報伝達体制の充実に向け、テレビのデータ放送、スマートフォンアプリの有効活用・利用促進に努めます。

3-2-11. 地域の情報通信基盤の充実

町が整備した光ファイバ網について、民間への譲渡も視野に入れつつ、適正な維持管理を行うほか、地域BWAなどの新たな無線システムの活用について検討していきます。

3-2-12. 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの推進

- ① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、町の事務事業で発生する二酸化炭素の排出量削減を図ります。
- ② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、区域全体（町全体）で発生する二酸化炭素の排出量削減を図ります。
- ③ 地球温暖化対策実行計画と連動しながら、民間住宅への太陽光発電システムの設置支援、新たに整備する公共施設への太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入拡大に努めます。

3-2-13. 自発的・主体的なコミュニティ活動の支援

- ① コミュニティ活動の活性化に向け、「まちづくり推進事業」等により、自治組織や町民団体等が自発的・主体的に取り組む各種事業を支援します。
- ② 町民同士の身近な交流・ふれあいの場として、「共生型交流館ぽんて」の活用を図ります。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
交通事故発生件数	7件 （R1～R5 累計）	0件 （R7～R11 累計）
犯罪件数	40件 （R1～R5 累計）	20件 （R7～R11 累計）
町営デマンドバス利用者数	18,869人 （R1～R5 累計）	20,000人 （R7～R11 累計）
ポテトインターネット契約件数	515件 （R6.3月末現在）	600件 （R12.3月末現在）
まちづくり推進事業支援件数	4件 （R1～R5 累計）	10件 （R7～R11 累計）
行政手続のオンライン申請件数	17件 （R1～R5 累計）	50件 （R7～R11 累計）

【主要事業】

- 交通安全対策事業
- 自転車用ヘルメット購入費助成事業
- 舗装道路区画線吹付け事業
- 防犯協会活動支援事業
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- 地域公共交通活性化協議会運営事業
- 町営デマンドバス運行事業
- 町営デマンドバス更新事業
- JR石北本線支援事業
- DX推進事業
- 情報通信施設管理事業
- まちづくり推進事業
- 共生型交流実施事業

4. 農業を柱とした産業を活性化させ、楽しく働けるようにする

【基本的方向】

基幹産業である農業の振興と楽しく働ける安定した雇用の場の確保を目指し、後期基本計画の『重点プロジェクト②元気産業のまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、農業の維持と新たな展開、商工業の活性化、雇用機会の確保と地元雇用の促進に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

4-1. 農業の維持と新たな展開を図る

【主要施策】

4-1-1. 農業生産を支える基盤の整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、国営緊急農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を進めます。

4-1-2. 良質な農産物の生産による攻めの農業の展開

- ① 良質な農産物の安定的な生産を図るため、新しい生産技術の普及に努めるなど、農作物のブランド化に向けた取り組みを推進します。
- ② 大区画化されたほ場における農業生産性を最大限に高めるため、農業の効率化や省力化を目指し、スマート農業を促進します。
- ③ 農用地の拡大や農業用機械の拡充など、意欲ある農業者の経営の維持・拡大に向けた取り組みを推進します。

4-1-3 農業担い手の育成と確保

- ① 「地域計画」に基づき、将来を見据えた地域農業の担い手を確保し、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積を図ります。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者に対する農業生産技術の指導や研修機会の提供を行うとともに、資金の活用により安定的な農業経営の確立を支援します。
- ③ 農業法人化を推奨するとともに、就業者の確保と定着を支援します。

4-1-4. 豊かな農山村環境づくりの推進

日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を支える活動や、農村景観の形成と生態系の保全に向けた活動を促進します。

4-1-5. 安全で安心な農畜産物の生産

- ① 減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業を推奨し、安全で安心な農産物の生産促進と環境負荷の低減に努めます。
- ② 耕畜連携による良質な粗飼料の供給により、安全で安心な畜産物の生産を促進します。
- ③ 家畜自衛防疫組合を中心とした防疫対策の徹底により、損耗を防止することで畜産経営の安定化を促進します。

4-1-6. 生産施設等の改修・整備の支援

本町の基幹産業の維持・発展に向け、生産施設・設備について、生産性の向上やコストの低減に向けた整備改修を支援します。

4-1-7. 特産品の振興

特産品の振興に向け、地域資源を活用した加工品等の商品開発やPR、販路拡大を支援します。

4-1-8. 販売促進活動の支援

地場農畜産物や特産品などの販売を行うイベントの開催、近郊や大消費地に向けた商談会・イベントへの出店などについて支援を行います。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
農業産出額	242 千万円 （R4 市町村別 農業産出額（推計））	270 千万円 （R11 市町村別 農業産出額（推計））
スマート農業取組戸数	11 戸 （R2～R6 累計）	20 戸 （R7～R11 累計）
農地所有適格法人数	11 法人 （R5.3 月末現在）	13 法人 （R11.3 月末現在）
地域特産物流通促進対策支援件数	10 件 （R1～R5 累計）	15 件 （R6～R11 累計）

【主要事業】

- 生産基盤整備事業
- 国営緊急農地再編整備事業
- 国営農地換地計画事業
- 良質米生産振興事業
- 良質米生産対策事業
- スマート農業推進事業
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業
- 経営所得安定対策推進事業
- 農業チャレンジ資金利子補給事業
- 農業経営基盤強化資金利子補給事業
- 産業振興総合補助事業
- 農地中間管理事業
- 機構集積協力金交付事業
- 農業次世代人材投資事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 水利施設管理強化事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 死亡獣畜処理対策事業
- 大家畜経営改善支援資金利子補給事業
- 家畜伝染病自衛防疫事業
- 農業集落環境施設管理事業
- 特用林産物生産施設等整備事業
- 地域特産物流通促進対策事業
- 農業支援サービス事業導入対策事業
- 新規就農者確保円滑化対策事業
- 経営継承・発展支援事業

【主な取り組み】

4-2. 林業・商工業の活性化と雇用対策を進める

【主要施策】

4-2-1. 計画的な森林整備等の推進

- ① 町有林については、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、今後も適切な整備に努めます。
- ② 私所有林については、森林組合が、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、適切な管理を進められるよう連携を図ります。森林整備が行き届かない一部の所有者に対しては、森林経営管理制度により、所有者に意向調査を行い、経営計画に入ること等を勧める等、適切な管理が図られるように努めるとともに、森林環境譲与税等を活用した森林整備をより一層推進します。
- ③ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の担い手である森林組合等に対して必要に応じた運営支援、町内における地域材の利用促進や普及啓発等を行います。

4-2-2. 有害鳥獣対策の推進

- ① 被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会、関係機関と連携し、有害鳥獣の駆除を促進します。特に、人身事故の危険が伴うヒグマへの対応の強化を図ります。
- ② 狩猟免許の取得に対する支援や猟友会への支援を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めます。

4-2-3. 商工振興事業の促進

地域経済の振興に向け、商工会が行う中小企業・小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業の実施を支援します。

4-2-4. 市街地の活性化に向けた取り組みの支援

- ① 商店街の活性化に向け、「蔵KURARAら」の利用促進やにぎわいの創出に向けた取り組みについて、町と商工会、各種関係団体の協働により実施します。
- ② きれいで明るい商店街づくりに向け、関係団体が行う商店街の環境美化活動などの実施を支援します。
- ③ 魅力ある店舗づくりに向け、店舗等の改築・改修を行う事業主や空き地・空き店舗を活用して新築・改修を行う起業家などに対する支援を行います。

4-2-5. 中小企業・小規模事業者に対する支援

中小企業・小規模事業者の育成と経営の安定のため、融資制度や補助事業などにより支援を行います。

4-2-6. 地域経済活性化に対する支援

町内における消費を喚起し、下支えすることにより、町内商工業者の収益の確保・向上を図り、地域経済活性化に寄与するため、プレミアム付きの商品券『愛別町くらし応援券』の発行に対する支援を行います。

4-2-7. 企業誘致による雇用の場の確保

企業振興促進条例に基づく支援制度の周知をはじめ、立地・交通条件や自然条件、子育て・教育環境などの本町の強みについて情報発信を行いながら、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進します。

4-2-8. 地元雇用を促進するための支援

- ① ハローワーク旭川などの関係機関と連携し、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を行います。
- ② 町内への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消に向け、北海道と共同し、東京圏から本町に移住して就業した人に対する支援を行います。
- ③ 関係機関との連携や広域的連携のもと、通年雇用を促進するための支援を行います。
- ④ 美深高等養護学校あいべつ校とも連携しながら、障がい者の雇用の場の確保を促進します。

【KPI】

指標名	基準値（R5実績）	目標値（R11）
全産業における従業者数 （事業所単位）	1,028人 （R3 経済センサス）	940人 （R8 経済センサス）
新規林業従業者数 （短期（6ヵ月未満）季節雇用除く）	10人 （R2 国勢調査）	12人 （R7 国勢調査）
商工業新規事業者件数 （愛別商工会加盟事業者）	15件 （R1～R5 累計）	15件 （R6～R11 累計）
企業誘致件数	0件 （R1～R5 累計）	1件 （R6～R11 累計）

【主要事業】

- 町有林下刈事業
- 町有林間伐事業
- 町有林植栽事業
- 町有林皆伐事業
- 豊かな森づくり推進事業
- 森林経営管理事業
- 林道維持管理事業
- 森林活性化対策事業
- 森林路網整備支援事業
- 猟友会活動支援事業
- 有害鳥獣対策事業
- 商工振興事業
- 商店街美化事業
- 商工業活性化支援事業
- 市街地活性化事業
- 蔵KURARAら管理事業
- 中小企業融資利子補助事業
- 地域経済活性化事業
- 企業誘致信用調査事業
- 企業誘致適地調査PR事業
- 上川中部季節労働者通年雇用促進協議会連携事業
- 外国人介護福祉人材育成支援事業